

平成30年 3 月 13 日（火曜日）

第 2 号

平成30年第1回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

## 第2号

平成30年3月13日（火曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
笹田 浩 君	
副委員長	
笠井 龍 司 君	
浅野 貴 博 君	
内田 尊 之 君	
太田 憲 之 君	
塚本 敏 一 君	
藤川 雅 司 君	
荒当 聖 吾 君	
佐々木 俊 雄 君	
千葉 英 守 君	
橋本 豊 行 君	
中山 智 康 君	金 岩 武 吉 君
真下 紀 子 君	
三井 あき子 君	
伊藤 条 一 君	

出席説明員

企業局長	山岡 庸 邦 君
企業局次長	船橋 雅 史 君
総務課長	佃 昇 君
発電課長	岡 泰 広 君
発電課参事	寺崎 将 君
建設部長	渡邊 直 樹 君

建設部建築企画監	須田 敏 則 君
建設部次長	新出 哲 也 君
建設政策局長	久野 顕 君
土木局長	清水 文 彦 君
まちづくり局長	岸 純太郎 君
住宅局長	平向 邦 夫 君
建築局長	長浜 光 弘 君
建設部技監	北谷 啓 幸 君
施設保全防災担当局長	山田 宏 治 君
建設業担当局長	板谷 悟 君
施設整備担当局長	加藤 建 一 君
総務課長	田中 勝 君
用地担当課長	鳴海 正 一 君
建設政策課長	天沼 宇 雄 君
政策調整担当課長	縄田 健 志 君
維持管理防災課長	橋 文 夫 君
維持担当課長	若山 浩 君
管理担当課長	白石 敏 君
建設管理課長	勝谷 裕 君
建設業担当課長	京田 隆 一 君
技術管理担当課長	坂野 伸 治 君
道路課長	宮下 忠 昭 君
河川砂防課長	金澤 克 人 君
砂防災害担当課長	山 廣 孝 之 君

環境生活部長	小玉 俊 宏 君
環境生活部次長	朝倉 浩 司 君
環境局長	相田 俊 一 君
くらし安全局長	堀本 厚 君

【第2分科会 3月13日 第2号】

文化・スポーツ局長	甲谷 恵 君	交通安全担当課長	中野 稔之 君
アイヌ政策推進室長	杉崎 哲志 君	文化振興課長	高見 芳彦 君
生物多様性・エンシカ 対策担当局長	東郷 典彰 君		
低炭素社会推進室長	阿部 淳 君	議会事務局職員出席者	
総務課長	小出 幸希 君	議事課主幹	西本 司 君
アイヌ政策推進室 参事	永浦 政司 君	議事課主査	羽生 孝之 君
同	永田 英美 君	同	渋谷 崇 君
低炭素社会推進室 参事	佐藤 圭子 君	同	井溪 雅晴 君
		同	加藤 隆行 君

午前10時1分開議

○笹田浩委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔羽生主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

浅野 貴博 委員  
太田 憲之 委員

であります。

○笹田浩委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笹田浩委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○笹田浩委員長 それでは、議案第1号、第11号ないし第14号、第16号及び第17号を一括議題といたします。

1. 企業局所管審査

○笹田浩委員長 これより企業局所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、発言を許します。

橋本豊行君。

○橋本豊行委員 おはようございます。

通告に従いまして、順次質問をしております。

まず最初に、新エネルギー導入加速化基金の位置づけの認識についてでございます。

道は、エネルギーの地産地消の取り組みへの支援を通じて、北海道における新エネルギーの導入等の加速化を図ることを目的とした新エネルギー導入加速化基金を設置しているわけでありませうけれども、積立原資を拠出する立場として、この基金の位置づけについて、どのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 企業局長山岡庸邦君。

○山岡企業局長 基金の位置づけについてでございますが、企業局では、平成28年2月の、道営電気事業のあり方検討委員会からの御提言などを受け、今後の道営電気事業の役割として、企業局自体によるさらなる水力活用に向けた取り組みや、道のエネルギー担当部局等と連動した地域支援の強化に取り組むこととしたところでございます。

このため、地域支援の強化に関しましては、公営企業条例を改正いたしまして、電気事業の利益の一部を、発電施設の建設改良や再生可能エネルギー等の利用の推進に活用することを目的として、新たに、道営電気事業会計に再生可能エネルギー等利用推進積立金を創設したところで

す。

これによりまして、電気事業会計から、知事部局で創設いたしました北海道新エネルギー導入加速化基金に対して繰り出しを行うことを可能としたところであり、企業局といたしましては、この取り組みを通じて、本道に豊富に賦存するさまざまな自然エネルギーを活用したエネルギーの地産地消の取り組みなどを積極的に支援してまいりたいと考えています。

以上です。

○橋本豊行委員 次に、利益の状況についてでございますけれども、この基金につきましては、電気事業会計の利益を再生可能エネルギー等利用推進積立金として積み立てて、それを道の一般会計の歳入に繰り出した上で積み立てるという流れになっているわけでありませうけれども、この積立金について、いわゆるF I Tなどによる利益は全額積み立てるという理解でいいのか、お伺いをいたします。

また、過去の利益は、この積立金との関係ではどのように取り扱われているのか、この点についてもお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 発電課長岡泰広君。

○岡発電課長 電気事業会計の利益の取り扱いについてでございますが、平成29年第1回定例会において改正しました公営企業条例に基づき、F I T利益を含む電気事業の利益につきましては、まず、現在、70億円を超える残高がある企業債の償還財源として必要な額を減債積立金に積み立て、なお残額がある場合には、新たに設けた再生可能エネルギー等利用推進積立金に積み立てることとしているところであります。

なお、F I T利益が初めて生じた平成27年度の決算では、改正前の条例に基づきまして、F I

T利益を含む利益の全額を減債積立金に積み立てたところであります。

以上でございます。

○橋本豊行委員 次に、繰り出しの考え方についてでございますが、高橋知事は、5年で60億円という考え方で基金を設置するとしていたわけでありますけれども、新年度予算の基金積立金は4億円であったと思います。

昨年度の12億円から大幅に減少しているわけでありますけれども、電気事業会計としては、どういった考え方で繰り出しを行おうとしているのか、お伺いをいたします。

また、新年度に12億円の繰り出しを行うことについて何らかの支障があるのか、その点も含めてお答えをお願いしたいと思います。

○笹田浩委員長 企業局次長船橋雅史君。

○船橋企業局次長 繰り出しの考え方などについてでございますが、企業局では、平成29年度については、老朽発電所の改修に必要な資金を企業債の借り入れなどで調達する一方で、初めての取り組みとなる繰出金につきましては、一般会計の基金事業の歳出予算額と同額の12億円を繰り出したところでございます。

また、平成30年度については、知事部局と協議の上、基金の残額も活用しながら、資金需要に応じた金額を繰り出すこととし、基金事業の歳出予算額の約9億円に対しまして、その必要額として約4億円を繰り出すこととしたところでございます。

企業局といたしましては、今後想定される経営環境の変化に対応するため、手元資金の堅実な運用や不断の経費節減努力などにより、内部留保資金の確保に努めなければならない状況の中にあります。道内の各地域の再生可能エネルギーの活用を一層進め、地域経済の活性化に結びつけていくことは大変重要であるとの認識のもと、基金事業が円滑に実施できますよう、資金需要に応じた額を繰り出してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○橋本豊行委員 残額が5億円あったということだと受けとめておきたいと思っております。

今後の対応についてでございます。

言うまでもないことではございますけれども、基金は、会計年度といった制約にとらわれることなく、複数年度にわたって機動的に事業を行っていくためには、有効な手法だというふうに受けとめているところであります。

こうした手法を選択しておきながら、初年度の事業実績が予定を下回り、余剰が生じたからといって、翌年度の積立額を減らすということでは、基金を設けた意義が失われるものと考えているところであります。

知事が示した考え方に従って、毎年度、12億円をしっかりと積み立てていくべきであり、電気事業は、特段の支障がなければ、粛々と繰り出しをすることが筋だというふうに考えているところであります。

知事は、60億円を活用するという方針を示しているわけでありまして、この金額を企業局の内

部にとどめておく理由は全く見当たらないと思っているわけであります。新エネルギー導入加速化基金を着実に造成し、内外に道としての姿勢を明らかにする意味でも、繰り出しをしっかりとしていくことが、電気事業を所管する企業局の立場だというふうに考えているわけであります。

1問目で企業局長からもお答えがございましたが、特に、道営電気事業のあり方に関する報告書の「提言」のところで、「今後の役割について」ということで、「本道の再生可能エネルギー振興の一翼を担い、（中略）道のエネルギー担当部局等と連動した地域支援などに、なお一層努力すべき」との提言があったわけでありますから、ぜひ、そういった考え方に立って今後も対応していただきたいということを質問いたしまして、終わりたいと思います。

○山岡企業局長 今後の対応についてであります。道営電気事業を取り巻く状況は、電力システム改革によって大きく変化しております。平成30年度以降は、原則として、一般競争入札を行い、売電先を決めるといふ、収入の動向が見通せない経営に移行するなど、経営の安定化が大きな課題になると認識しております。

こうした経営環境の変化に的確に対応するため、企業局としては、企業債の借り入れの抑制や内部留保資金の確保に取り組むなどして、安定した経営基盤を構築していくことが何より重要であると考えております。

加えまして、ただいま委員から御指摘もございましたとおり、道営電気事業のあり方検討委員会からの御提言も踏まえまして、今後の電気事業の役割として、道のエネルギー担当部局等と連動した地域支援の強化にもしっかりと取り組みたいと考えております。

新エネルギー導入加速化基金への繰り出しに当たりましては、毎年度、知事部局と協議をしながら、調査検討段階から、設計、事業化に至る基金事業の進展に伴う資金需要の変化にもしっかりと対応し、5年間の集中期間の中で60億円規模の施策を講じることができるよう、施策の実施に必要なタイミングで必要な資金を確保して、道営電気事業の役割を果たしてまいりたいと考えています。

以上です。

○橋本豊行委員 終わります。ありがとうございました。

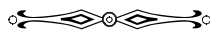
○笹田浩委員長 橋本委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、企業局所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩



午前10時16分開議

○笹田浩委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 建設部所管審査

○笹田浩委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

佐々木俊雄君。

○佐々木俊雄委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず最初に、建設産業の振興についてでございますが、建設産業を取り巻く経営環境が、人手不足などを背景として厳しさを増している中であって、その振興を図るためには、担い手対策に取り組むことが重要と考えます。

国においては、昨年3月の働き方改革実行計画を踏まえ、就業環境の整備のほか、技術者、技能労働者の確保育成などを進めることとしております。

道においては、北海道建設産業支援プラン2018を策定し、担い手の確保育成などに取り組むこととしておりますが、支援プランが実効あるものとなるよう、どのように取り組んでいくのか、順次伺ってまいります。

まず、建設産業の振興のためには、担い手の確保育成が喫緊の課題と考えますが、道内の建設業就業者数はどのように推移してきたのか、年齢別の構成割合を含めて伺います。

○笹田浩委員長 建設業担当課長京田隆一君。

○京田建設業担当課長 建設業就業者の状況についてであります。総務省の労働力調査によりますと、平成7年から9年の約35万人をピークに、24年の約22万人まで減少傾向にありましたが、25年から29年までは、おおむね22万人と横ばいで推移しているところでございます。

また、就業者の年齢階層別構成比は、国がデータの公表を開始した平成11年と29年で比較しますと、29歳以下が約18%から約9%に、50歳以上が約39%から約50%になっており、若年者の減少と高齢化が進んでいるところでございます。

○佐々木俊雄委員 建設業就業者が減少傾向にある中、若年者の割合も減少していますが、若年者の減少の要因についてはどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○京田建設業担当課長 若年労働者の減少の要因についてであります。少子・高齢化の進行に伴い、若年者の人口が減少していますほか、平成27年度に道が実施した、建設業に従事する若年労働者に対するアンケートや、平成28年度に北海道土木技術会が実施した、北海道建設業協会の会員企業に対するアンケートの結果では、業界のイメージがよくない、景気や政治に影響される不安定感といった、建設業に対するイメージや、他の業界と比べて休日が少ない、作業環境が厳しいなど、業界の就業環境の現状から入職が進んでいないことが、若年労働者の減少の要因となっているものと認識しているところでございます。

○佐々木俊雄委員 ただいまの答弁は、若年者が持つ建設業界に対するイメージが悪いとか、政権交代によって一時大幅に仕事量が減ったことなどが不安定感の要因ということなのかと思っております。

特に、山の中の工事とか、飯場という言葉が昔からありますけれども、そういったものが、イメージ的に何となく今の若者にはそぐわないといえますか、まちの中で生活することになった若者にとっては、山の中で、飯場で食事をしながら何日間も拘束されることに耐えられないのかなと思います。ただ、現実的には、そういう仕事にも耐えてもらわなきゃならないのかなと思っております。

ございます。

道内の建設業者にとって担い手不足の状況が続いていますけれども、建設産業の担い手不足による影響についてどのように認識しているのか、お伺いします。

○**笹田浩委員長** 建設業担当局長板谷悟君。

○**板谷建設業担当局長** 担い手不足による影響についてでございますが、本道の建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる道路、河川などの社会資本の整備、自然災害発生時における災害対応などを通じまして、地域の発展や、道民の安全、安心な生活の確保に重要な役割を果たしているところでございます。

こうしたことから、担い手不足の状況が続きますと、技術や技能の承継が困難となり、社会資本の整備はもとより、維持管理など、建設業本来の役割が果たせなくなることが懸念されるところでございます。

○**佐々木俊雄委員** 建設産業における担い手対策を進めるためには、役所だけでなく、建設業団体などの関係機関との連携が不可欠と考えます。

道は、これまで、関係機関とどのように連携し、取り組みを進めてきたのか、伺います。

○**板谷建設業担当局長** 担い手対策に係る関係機関との連携についてでございますが、道では、これまで、担い手の確保育成に向けて、就業環境の改善を促進するため、建設業団体等と連携をいたしまして、適切な賃金水準の確保や社会保険等未加入対策などに取り組んできたところでございます。

また、国、建設業団体、商工団体、教育機関などで構成いたします北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会におきまして、働き方改革などをテーマに意見交換を行っているほか、協議会での議論を踏まえまして、建設産業の魅力を発信する建設産業ふれあい展や、普通科の高校生を対象とした現場見学会などを行っているところでございます。

今後も引き続き、建設産業における働き方改革を進めるため、建設業団体等と一層連携を深めてまいりたいと考えてございます。

○**佐々木俊雄委員** ただいま、建設産業の魅力を発信するため、建設産業ふれあい展を行っているということでした。また、私も、いろんな企業が、普通科の高校生を集めて、現場を見せて、建設業の役割などの普及を図っていることは聞いておりますし、実態を見てございます。

そういった中で、普通科の高校生にまで頼らなきゃならないということは非常に問題があるのかなと思います。というのは、普通科の高校生は、大体、大学に行かれるし、今、教育委員会のほうでは、中学生が減っている中で、公立高校の間口減をやっていて、工業高校とか商業高校が間口減をされているからです。

確かに、中学生が減っているので、公立高校の間口減をしなきゃならないけれども、今、職業高校は非常に人気があるということで、実態と合わない間口減については、私も、教育委員会のほうに、よく考えてみたらどうかと言ってございますし、建設産業を担う方々のほとんどは、工業高校に行って卒業したら、地元及び札幌などに勤めているので、そういう建設現場の状況を教



【第2分科会 3月13日 第2号】

育委員会にもちゃんと伝えたほうがいいと思います。

それで、道内の建設業就業者は高齢化が進んでおり、担い手の確保育成のため、就業環境の改善が求められております。

道では、この3月から、週休2日モデル工事に取り組んでいると聞いていますが、現在の取り組み状況はどのようになっているのか、今後、どのように取り組んでいくのか、あわせてお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 技術管理担当課長坂野伸治君。

○**坂野技術管理担当課長** 週休2日の取り組みについてでございますが、建設現場において週休2日を確保するに当たり、現状の課題や問題点を把握し、その解消に向けた検討を行うため、道では、週休2日モデル工事を実施することとし、その実施要領の策定に当たりましては、事前に関係団体と意見交換を行い、休工日の取り扱いを明確にするなど、多くの企業が取り組みやすい制度としたところでございます。

このモデル工事は、本年3月から施工者希望型で実施しており、3月に発注する368件の工事のうち、248件をモデル工事の対象としているところでございます。

今後は、工事完成後に受注者へのアンケート調査を行い、適切な工期設定や積算のあり方などの検証を進めるとともに、関係団体の意見、国の動向等を踏まえながら、週休2日の実現に向けて取り組んでまいります。

○**佐々木俊雄委員** 週休2日は非常にいいことだと思うのですが、現場の状況によって、特に海の工事は、しければ休むということもあり、サラリーマンみたいな形の週休2日——土・日だけ休めばいいという状況じゃないわけです。私も、道職員時代に海の工事を担当したことがあるのですが、しけた日が休日だということで割り切ってやっている現場もありますので、その辺は一律に考えないほうがいいんじゃないかなと思ってございます。

次に、建設産業の担い手の確保には、賃金水準の確保等の処遇改善が必要と考えますが、公共工事における設計労務単価はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、設計労務単価が確実に労働者の賃金に反映されることが大切であります。

道は、賃金水準の確保に向けて、どのように取り組んでいるのか、あわせてお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 建設管理課長勝谷裕君。

○**勝谷建設管理課長** 適切な賃金水準の確保についてであります。道内における全職種の設計労務単価の平均は、平成25年度以降、毎年度上昇しており、平成30年度の単価も、3月に前倒しの上、2万3536円に改定したところであり、24年度の1万5125円と比べると、55.6%の伸びとなったところでございます。

道では、これまでも、適切な水準の賃金が支払われるよう、建設業団体や受注者に対しては、文書により要請しているほか、毎年実施している建設工事下請状況等調査において、賃金が設計労務単価を下回っている企業に対しては、面談により要請を行っているところでございます。

また、今年度より、建設工事下請状況等調査において、2次、3次といった次数が高い下請企業に重点を置いて面談を行うとともに、設計労務単価の仕組みなどについて道のホームページに掲載するなど、中小の建設企業を含め、設計労務単価の改定の趣旨が理解されるよう広く周知に努め、技能労働者の賃金水準の確保が図られるよう取り組んでいるところでございます。

○佐々木俊雄委員 賃金水準の確保のほか、建設産業の担い手確保には、社会保険等の福利厚生の実施も必要と考えます。

道として、社会保険の加入促進にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○勝谷建設管理課長 社会保険等の加入促進についてであります。道では、建設産業における就業環境の改善のため、これまでも、建設業許可・更新時や道発注工事の契約時など、さまざまな機会を捉えて、社会保険等の加入について指導を行ってきたところであり、平成27年度からは、道の競争入札参加資格者を加入者に限定し、さらに、平成28年度からは、道発注の建設工事において、受注者が未加入建設業者を1次下請契約の相手方としてはならないとするなどしたところでございます。

また、本年2月には、社会保険の加入促進の徹底を一層図るため、開発局などとともに、建設業社会保険推進北海道地方連絡協議会を設置したほか、4月からは、道発注工事の2次以降の下請企業についても、未加入建設業者を契約の相手方としてはならないとするなど、社会保険等の加入促進に取り組んでいるところでございます。

○佐々木俊雄委員 社会保険に加入するということは、本人にもそれなりの負担が生じますし、企業側にも負担が生じているわけでございます。

社会保険の加入を進めるには、会社が保険料を支払うための法定福利費を確保することが必要と考えます。

道では、法定福利費の確保に向けて、どのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○勝谷建設管理課長 法定福利費の確保についてであります。道では、技能労働者が必要な保険へ加入できる環境を整えるため、保険料の本人負担分を考慮した設計労務単価とするとともに、事業主負担分については、現場管理費に計上しているところでございます。

この事業主負担分の法定福利費が、元請・下請間の契約における請負代金に反映されることが重要でありますことから、道では、今年度より、建設工事下請状況等調査において、法定福利費を明示した見積書の活用状況を調査項目に追加し、見積書を活用していない企業には、面談でその活用について要請を行っているところでございます。

また、こうした取り組みの一層の徹底を図るため、本年4月からは、道発注の工事において、契約の相手方である元請企業からの、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務づけることとしたところでございます。

○佐々木俊雄委員 建設業就業者が減少傾向にある中、週休2日などの働き方改革を実行していくためには、建設現場における生産性を向上させることが不可欠になっているものと考えます。

ICTの活用などによる生産性の向上に向けた道の取り組み状況と、今後の対応についてお伺

いたします。

○板谷建設業担当局長 生産性の向上についてでございますが、道では、建設現場の生産性の向上を図るため、昨年2月に、建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針を策定いたしまして、1万立方メートル以上の土工を含む、規模の大きな工事におきまして、ICTを活用した出来形管理を原則化するとともに、ICTに対応した建設機械により施工を行うモデル工事を施工者希望型で実施しており、平成29年度は、建設管理部で発注いたしました20件のモデル対象工事のうち、4件におきまして、ICT建設機械による施工を行ったところでございます。

平成30年度からは、規模が比較的小さな工事におきまして、ICTを活用した出来形管理を行うモデル工事を実施するほか、工事着手前の測量から、ICT建設機械による施工、完成後の出来形管理や成果品データの納品まで、施工プロセスの全ての段階でICTを活用する工事を試行するとともに、建設現場における流動性を高めたコンクリートの活用による施工の効率化などにも取り組み、生産性の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○佐々木俊雄委員 今の御答弁で、平成29年度は、20件のモデル対象工事のうち、4件しか、ICT建設機械による施工がなかったと。会社によって、規模なり能力があつて、全てが全てできるような状況ではないのかなという感じがしますけれども、人手不足がこれだけ続いているときには、そういったところを設計単価に反映するような形で、どしどし進めていただきたいと思っております。

この質問の最後になります。

建設産業が地域経済に果たす役割は改めて申し上げるまでもありませんが、冬期間の除雪であるとか災害時の迅速な復旧など、道民の暮らしや経済活動を支える重要な役割を果たしており、建設産業の健全な発展を促していくことは、道民の安全、安心と企業活動の基盤を整える上で大変重要な課題であると考えます。

このような建設産業における現在の最大の懸案事項は、人材不足への対応です。

道は、こうした状況を踏まえ、建設産業を支える担い手の確保育成に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 担い手の確保育成についてでございますが、本道の建設産業は、人材確保が依然として厳しい状況にありますことから、担い手の確保育成などに取り組むことが必要と認識をしております。

このため、道では、今年度策定する仮称・北海道建設産業支援プラン2018に沿って、引き続き、就業環境の改善や生産性の向上に取り組むほか、平成30年度の建設業担い手対策推進事業において、新たに、高校生を対象とするICT体験講習会や、企業を対象とする、入職者募集に向けた効果的な情報発信、担い手の育成方法の習得のための研修会を実施するほか、建設業担い手対策支援事業補助金に、建設業団体等が行う、生産性の向上に資する研修会等を新たに補助対象に加えるなどして、プランの基本方針であります、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持

続的發展の実現に向けて、取り組んでまいりる考えでございます。

○佐々木俊雄委員 それでは次に、暴風雪等への対応についてお伺いしてまいります。

北海道における今冬の降雪量は、全道的に多く、例年であれば雪が少ない地域での大雪も見られ、私の選挙区の函館市でも記録的な量となっているところであります。

先日、道道の道路除雪費として補正予算が議決されましたが、函館市でも、道路除雪費の当初予算の4億円が1月中に底をつき、補正予算が組まれた状況でございます。

また、日高では、大雪によりビニールハウスが損傷したり、JR砂川駅では、雪により列車が進まなくなり、足どめが8時間に及ぶなど、大雪の影響は、道路交通だけでなく、各地で多くの被害を生じさせている状況です。北海道において、大雪や暴風雪への対応は重要な課題であります。

そこで伺います。

今冬は、全道の広い範囲で、例年以上に降雪が多くなっておりますが、各地域におけるこれまでの降雪や現在の積雪などについて、その状況をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 維持担当課長若山浩君。

○若山維持担当課長 降雪等の状況についてでございますが、今冬の道内は、日本海側で降雪が多い状況でありまして、降雪量は、2月末現在、函館市で昨年度比で2.3倍の484センチメートル、初山別村で昨年度比で1.7倍の729センチメートル、全道平均でも、過去5年で最も多く、昨年度の1.2倍となっているほか、2月の平均気温が低く、現在も積雪が多い状況であり、幌加内町では、2月24日に積雪深が313センチメートルとなりまして、これまでの北海道における記録を48年ぶりに更新したところでございます。

また、暴風雪や大雪の警報も、日本海側を中心に多く発表されており、2月末現在で、昨年の57回に対しまして、72回と約1.3倍となっているところでございます。

○佐々木俊雄委員 ただいまの御答弁で、降雪量が非常に多い状況にあるとともに、暴風雪なども多く発生しているということでございます。

最近では、3月1日から2日にかけて、全道各地で暴風雪警報や大雪警報などが発表されましたが、その状況をお伺いいたします。

○若山維持担当課長 暴風雪の状況についてでございますが、今冬は、これまでも暴風雪による交通障害が多かったところですが、今回の3月1日から3月2日にかけては、日本海側で数年に一度の猛吹雪となったほか、太平洋側では記録的な大雪となるなど、全道各地で、大雪、暴風雪の大荒れの天気となったところでございます。

この影響で、JR、航空、フェリーも大部分で欠航や運休が相次ぐなど、全道各地で交通と物流が寸断され、また、道路交通では、道道で、延べ137路線、166区間や、高速道路、国道でも多くの区間が通行どめとなったほか、立ち往生や雪崩、倒木なども発生したところでございます。

○佐々木俊雄委員 全道的に、大雪、暴風雪に見舞われたということですが、暴風雪時には、視界不良により事故の危険があるほか、吹きだまりによる交通障害の発生など、多くの被害が生じ

ています。

また、福井県の例ですが、先月、大雪により約1500台の車が立ち往生し、それが長時間にわたるなど、大きな被害が生じたところです。

3月1日から2日にかけての暴風雪のときにどのように対応したのか、その取り組みをお伺いいたします。

**○若山維持担当課長** 暴風雪などへの対応についてでございますが、道では、平成25年3月の暴風雪被害を踏まえ、冬期間の道路管理の充実強化などについて取り組みを実施しているところでございます。

今回の暴風雪時においても、道道知床公園羅臼線などで早目の通行規制を実施するなど、道路利用者の安全を図る一方、道道摩周湖中標津線などでは、除雪作業等が終了し、安全を確認した区間から、段階的に通行規制の解除を行うなど、通行規制の長時間化による地域への影響の軽減を図ったところでございます。

また、大雪や暴風雪などの警報が発表された際には、建設管理部において、防災対応の非常配備体制をとり、国や市町村、警察などの関係機関と連携強化を図ったところでございます。

**○佐々木俊雄委員** 他の機関との連携強化を図ったということですが、国や市町村との連携は、日常の効果的、効率的な除排雪だけでなく、大雪時や暴風雪時においても大変重要と考えます。

これまで道はどのように取り組んできたのか、今回の暴風雪時における取り組みとあわせてお伺いいたします。

**○若山維持担当課長** 関係機関との連携についてでございますが、道では、これまで、本格的な降雪期を迎える前に、建設管理部の出張所ごとに、道路管理者を初めとした関係機関から成る連絡調整会議を開催して、豪雪時の連絡体制や雪捨て場の確認や、排雪日程を調整するなど、除排雪に関する情報共有を行っているところでございます。

また、3月1日から2日の豪雪時におきましても、通行どめ路線の情報共有を行ったほか、自治体に道保有の除雪車を貸し出すなど、道路管理者間の連携を図りながら、豪雪時における道路管理の充実強化に努めてきたところでございます。

**○佐々木俊雄委員** 近年、冬期の爆弾低気圧によって、暴風雪や大雪による被害に見舞われることが多くなってきていると認識しております。

今後も、暴風雪災害を未然に防ぎ、道民生活への影響をできる限り軽減することが求められます。今後の取り組みについてお伺いいたします。

**○笹田浩委員長** 施設保全防災担当局長山田宏治君。

**○山田施設保全防災担当局長** 今後の取り組みについてであります。暴風雪による被害を軽減するために、平成25年10月の、道路管理に関する検討委員会の提言に基づき、特殊通行規制区間の大幅な拡充などによる予防的な通行規制、カーナビを活用した迅速な情報提供、气象台と連携し、より危機感を伝えられる情報表現の工夫などに取り組んでいるほか、道のホームページ、パンフレットなどにより、道路利用者の豪雪や暴風雪に対する危機意識、防災意識の向上に取り組

んでいるところでございます。

道といたしましては、今後も、暴風雪災害を未然に防ぐため、連絡調整会議などにおいて、今回の豪雪時における対応について検証するほか、カーナビに提供する通行規制路線を拡大するなど、道路管理のさらなる充実強化に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

**○佐々木俊雄委員** これまで、今冬の暴風雪等への対応についてお伺いしてきましたが、道の取り組みについては大変評価するところであります。

しかし、最近の除排雪の状況を見ると、対応のおくれが見られ、道民から苦情が寄せられていることも事実であります。

この原因としては、建設業界の作業員不足やダンプ等の建設機械の不足が考えられます。

先日も、札幌商工会議所加盟の各企業の新規採用の状況が報道されておりましたが、何と、建設会社においては、求人に対して、新規採用者——これは大学なのか高校なのか、ちょっとわからないのですけれども、26%の採用状況とのことでした。

建設業の技術者は、いろんな資格を得て工事等を行っており、このように新規就業者の参入が少なくなっているということは、建設業界にとっては大変なことではないかと危惧するところであります。

災害発生やTPP等関連対策などで、農業関連の工事がふえる中、こうした技術者、資材、機材の不足による入札不調が発生することなく、受注環境を整え、建設業が、安定的に経営を行うことにより、地域の安全、安心の確保を継続的に担うことができるよう、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○渡邊建設部長** 受注環境の整備についてでございますが、企業が安定的に経営を行うためには、技術者や資機材などを効率的に活用し、適正な利潤を得ることが必要でございます。

このため、新年度の事業執行に当たりましては、地元企業の受注機会の確保に努めるとともに、地域の実情にも十分配慮しながら、早期発注などによる事業の平準化や、近接工事、類似工事を合わせる発注ロットの大型化のほか、受注者が工期の始まりと終わりの時期を定めることができるフレックス工期を設定するなどしまして、企業の受注環境を整え、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展につなげてまいりたいと考えてございます。

**○佐々木俊雄委員** ただいま建設部長が述べたような取り組みとあわせて、建設業が安定的な経営を行うためには、やはり、安定的な公共事業予算の確保が不可欠でないかと思いますが、国の当初予算がなかなか思うようにふえない中、先月から今月にかけての本道を襲った暴風雪、そして、先週、3月9日の融雪時の大雨による被害など、近年頻発する自然災害や、今後急速に進むと見込まれる公共施設の老朽化など、今後とも取り組まなければならない新たな課題は少なくありません。

こうした新たな課題に対応するために、必要な公共事業予算の安定的な確保について、今後、道はどのように進めていくのか、これは全庁的な課題でございますので、知事にお聞きしたいと思います。委員長には、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

【第2分科会 3月13日 第2号】

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○**笹田浩委員長** 佐々木(俊)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

藤川雅司君。

○**藤川雅司委員** 融雪災害対策を中心に、お伺いをしたいと思います。

ことしの冬は、道南、道東などで大変多く雪が降りました。その降った雪が、雨あるいは暖気などで解け、融雪災害が予想されるわけです。

3月8日から9日にかけての大雨と融雪に係る北海道災害対策連絡本部が3月9日の10時に本庁に設置され、各振興局にも地方連絡本部が同時刻に設置されました。

被害としては、河川で作業をしていた方が1人、流されてお亡くなりになりました。

また、住宅被害は、床上浸水が28件、床下浸水が61件ということで、水による被害が多かったわけです。

ライフラインについても、国道、道道、高速道路の通行どめが各地でありましたし、JRの運休は、3月10日7時20分現在、140本とのことでありました。

飛行機の欠航とか、停電や断水はなかったとのことであります。

亡くなられた方には、お悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方には、お見舞いを申し上げます。

3月10日に対策本部が解除されましたが、道職員を初め、関係の皆さんは大変お疲れさまでした。

今後、融雪災害が予想されますが、ことしの冬の大雪への対応と、融雪災害対策について伺ってまいります。

まず、この冬の積雪についてですけれども、この冬は、各地で例年以上に積雪が多くなっておりまして、補正予算において18億円の除雪費が計上され、先日議決されたところであり、これで、今年度の除雪予算は127億円近くとなりました。

今後、融雪出水による河川の氾濫などの融雪災害が心配される場所ですが、現在、各地の積雪の状況がどうなっているのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 砂防災害担当課長山廣孝之君。

○**山廣砂防災害担当課長** 積雪の状況についてであります。この冬、道内では、日本海側を中心に、全道的に積雪が多く、本年3月5日現在の気象台のデータによりますと、全道の107カ所の積雪観測所のうち、約8割の87カ所で積雪量が平年を超えているところです。

特に、道北の幌加内町では、平年の2倍以上の3メートルの積雪量となったのを初め、積雪が比較的少ない道南、道東地方でも平年の2倍を超えており、各地で、交通障害や、家屋、ビニールハウスなどの倒壊被害が発生したところでございます。

○**藤川雅司委員** そのような状況の中で、道路除雪に関する苦情も多かったと思われませんが、その実情や、それに対応するための、国、道、市町村の連携がどう図られたのか、お伺いをいたし

ます。

○**笹田浩委員長** 維持担当課長若山浩君。

○**若山維持担当課長** 道路除雪に対する苦情などについてでございますが、道道における今冬の除排雪に関する苦情件数は、2月末現在で約3300件となっており、昨年全体の2660件を既に超えている状況でありまして、そのうち、排雪については、今冬の大雪の影響もあり、昨年全体の200件に対し、約470件となっているところでございます。

道では、地域における円滑な除排雪が実施されるよう、本格的な降雪期を迎える前に、各建設管理部の出張所ごとに、国や市町村などの関係機関から成る連絡調整会議を開催しており、雪捨て場の確認、排雪日程の調整、豪雪時の連絡体制など、除排雪に関する情報共有を図っているところでございます。

また、3月1日から2日の豪雪時においても、通行どめ路線の情報共有を図るとともに、自治体に道保有の除雪車を貸し出すなど、道路管理者間で連携しながら、冬期における安全で円滑な道路交通の確保に取り組んでいるところでございます。

○**藤川雅司委員** かなりの雪が降り、そして、苦情も、排雪を中心に多いということがわかりました。ふだん余り降らないところでは、一気に降ると大変混乱します。今後とも、市町村と連携をとって、対応をきちんとしていただきたいというふうに思っています。

このように多く降った雪が山間部などに残っている状況の中で、河川の氾濫などの融雪災害も多く発生する可能性が高いと考えられますが、昨年までの道内における融雪災害の発生状況がどうなっているのか、お伺いいたします。

○**山廣砂防災担当課長** 融雪災害の発生状況についてであります。融雪による災害は、平成10年以降におきまして、河川の増水による河岸欠壊や道路のり面崩壊など975件発生し、特に、融雪期において降雨量が多かった平成12年は、空知、十勝管内を中心に、被害件数全体の約4割となる386件の被害が発生したところです。

また、平成20年からの直近10年間では61件の被害となっており、近年は、融雪による災害が少ない傾向となっているところでございます。

○**藤川雅司委員** 近年は、そんなにたくさん雪が降っていないということもあろうかと思いますが、ことしの大雪による融雪出水で河川の氾濫のおそれがある箇所、あるいは雪崩発生のおそれがある箇所をきちんと把握する必要があると思うのです。

これらの警戒を要する箇所について、道はどのように把握をしているのか、お伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 維持管理防災課長橋文夫君。

○**橋維持管理防災課長** 警戒を要する箇所の把握についてでございますが、道は、北海道地域防災計画に基づき、融雪期前にパトロール等の調査を行っており、本年把握した箇所数は、河川については、融雪出水により氾濫のおそれがあるのが55カ所、道路については、雪崩発生の可能性が想定されるのが21路線、25区間となっており、内容を含め、北海道防災会議の部会の構成機関



である、開発局、気象台、警察、道などで情報共有を行っているところでございます。

○藤川雅司委員 氾濫のおそれがあるのが55カ所で、道路の雪崩発生のおそれについては、21路線、25区間となっているという答弁でありました。

そういうふうには、警戒を要する箇所をある程度把握しているわけでありましてけれども、融雪災害を未然に防止するとともに、仮に発生した場合であっても被害を最小限にとどめることが必要であります。これまで、どのような予防対策を講じてきたのか、お伺いいたします。

○若山維持担当課長 予防対策についてでございますが、各建設管理部では、公物管理パトロール業務委託実施要領に基づき、定期的にパトロールを行い、河道閉塞や道路斜面の積雪状況などを把握し、必要に応じ、道管理河川については結氷除去等、道道については迅速な通行規制等を行っており、また、融雪期における災害に関する注意喚起について、道のホームページで住民への周知に努めているところでございます。

これまで、パトロールの結果を踏まえ、本格的な融雪期を迎える前に、道南などの5河川で結氷除去を実施したところでありますが、3月9日の異常気象では、一部の地域において、河川の増水により一部氾濫したことから、被害軽減のために結氷除去等を速やかに行ったところでございます。

道といたしましては、引き続き、河川や道路の状況を把握し、被害の軽減を図る必要な対策を行ってまいります。

○藤川雅司委員 警戒を要する箇所については、先ほどのやりとりのとおり、把握をしているわけですが、特に、今答弁にありました住民への周知という点では、ホームページで公開するだけでは、ちょっと不十分ではないかなと思います。各市町村と連携をとって、地域の住民の方へ周知するという方法についても検討すべきではないか、これは指摘をしておきたいと思います。

今後の対応についてですけれども、警戒を要する箇所を把握し、万全の予防対策を講じて、相手が自然でありますから、災害が発生してしまうこともあろうかというふうに思います。

今後、本格的な融雪期を迎えるに当たっての道の対応についてお伺いいたします。

○笹田浩委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 今後の対応についてでございますが、3月9日の大雨により、一部地域において被害が発生したところであり、今後も引き続き、河川の増水や雪崩による被害が懸念されますことから、これを未然に防止するため、河川、道路などにおいて警戒を要する箇所については、適切に状況を把握し、必要な対策を講じますとともに、被害が発生する危険性が高まった場合には、避難判断に資する水位情報の提供に努めていく考えでございます。

また、災害が発生した場合には、直ちに現地の状況を確認し、被害拡大を防止するための応急工事や災害復旧事業などにより、早期復旧を図ることとしているところでございます。

今後も、住民の方々の安全、安心な暮らしを確保するため、国や市町村などの関係機関と連携を図りながら、ソフト、ハードの両面から、融雪出水期の災害対策に万全を期してまいります。

以上でございます。

○藤川雅司委員 今後の気象や自然現象がどういうふうになるか、わかりませんが、先ほども指摘しましたように、あらかじめ警戒を要する箇所がわかっているといった場合は、市町村と十分連携をとって、逐次、適切に地域の住民の皆さんに情報提供をしていただきたい、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○笹田浩委員長 藤川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

塚本敏一君。

○塚本敏一委員 自民党・道民会議、塚本でございます。

通告に従いまして、3点について伺ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、土地開発公社への短期貸付金の見直しについてお聞きをしてみたいと思います。

国は、道が土地開発公社や住宅供給公社に対して行っている短期貸付金——同一年度にやりとりをするという方法ですが、この方法については、他の方法で公的支援に移行することが必要であるということで、見直しを求めておりますよね。このうち、住宅供給公社については、平成28年度の最終補正予算の審議で私も質問に立たせていただきましたけれども、補正予算から、段階的に長期貸付金に転換して、短期貸付金の縮減を図ってきているとのことでもあります。

そして、土地開発公社についても、本年度から、短期貸付金の解消を進めていくという話を聞いておりますので、以下伺ってまいります。

まず初めに、事業用地には、道が公社に先行取得を依頼した道単独事業用地、それから、公社が造成を行った公社自主事業用地があるわけですが、もともと、土地開発公社は、設立されて以降、これらの事業用地を取得するための資金を金融機関から借り入れることにより、事業を行ってきたわけなのです。

平成12年度から、短期資金の貸し付けに切りかわったということではありますが、どのような経緯があって、道から公社に対して短期貸し付けを行うことになったのか、このことについて、まずお伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 用地担当課長鳴海正一君。

○鳴海用地担当課長 土地開発公社の短期貸付金についてでございますが、公社が設立されました昭和48年以降、事業用地の取得に当たっての資金は、金融機関からの借入れとしてきましたが、資産の価額、いわゆる簿価は、取得の際に要した費用のほか、借入利息を含めるものとされていることから、公社が土地を長期に保有し続けることで、道単独事業用地については、道が公社から取得する費用が増加し、公社自主事業用地については、公社が土地を処分するに当たって、処分価格と簿価との差が拡大し続けるという問題を発生させてきたところでございます。

このような状況を踏まえまして、平成11年度の包括外部監査において、簿価を抑制する手法を検討するよう指摘を受けましたことから、道単独事業用地につきましては、平成12年度からは無利子で、自主事業用地については、平成13年度から低利で、道が短期貸し付けを行うことで、簿価上昇の抑制を図ってきたところでございます。

○塚本敏一委員 今、過去の経緯についてお聞きをしました。

私も、地元にいるときに、土地開発公社の理事長を数年間やっていたという経緯がありますから、簿価と現在価格の違い、この差をどのように決算していくかというのは本当に大変なことだったと思うのですが、その差を幾らかでも縮めていくには、いろんな方法があったと思います。それをできないで、最終的にこういう形になっていったということを今承知したわけです。

それで、土地開発公社への道からの短期貸し付けでは、長期保有地の価額、いわゆる簿価に相当する額を融資してきたということです。

現在、道単独事業用地、それから公社自主事業用地の保有状況と、簿価はそれぞれどのような状況になっているのか、これについてもお聞かせをいただきたいと思います。

○鳴海用地担当課長 道単独事業用地などの保有状況などについてでございますが、道からの依頼により先行取得した道単独事業用地につきましては、美唄住宅団地用地ほか4カ所で、面積は約292ヘクタール、簿価で約197億円、道や地元自治体の要請により公社が土地造成を行った公社自主事業用地につきましては、中空知流通工業団地ほか2カ所で、面積は約90ヘクタール、簿価で約105億円となっているところであり、道単独事業用地と公社自主事業用地を合わせた面積は約382ヘクタール、簿価で約302億円となっているところでございます。

○塚本敏一委員 非常に大きな金額ですよ。

土地開発公社は、バブルの時期、土地の値段が上がっている当時は、事業を行うのに先行取得をして、そのことによって価格と事業費の圧縮を考える、そのためにあったのだと思います。ですから、その当時は役割をきちっと果たしていたのだと思います。

ただ、今、こういうように土地の値段がある程度下がってきた中で、バブルの時代の簿価と今の簿価を比較したときの差をどのように埋めていくかというのは大変なことだと思いますので、ここら辺については、これからも、いろんな手法を使いながら、ぜひ対応していただきたいと思うのです。

いずれにいたしましても、以前から公社が広大な未処分用地を抱えてきた状況はわかりました。そして、簿価の上昇を抑えるために、簿価相当額を道から短期で貸し付ける取り扱いを行ってまいりましたが、先ほども申し上げましたとおり、国は、短期貸し付けを見直すべきと言っております。

こうした国の考え方を踏まえて、これから道はどのように対応していくのか、ここについても伺いたいと思います。

○鳴海用地担当課長 短期貸し付けの見直しについてでございますが、長期保有地に係る借入金の取り扱いにつきましては、平成26年8月の総務省通知によりまして、本来は長期貸し付けによる対応とすべきところを、短期貸し付けの反復かつ継続的な実施とすることは望ましいことではなく、他の方策による公的支援に移行する必要があるとされたところでございまして、短期貸付金の見直しにつきましては、これまでも道議会において御議論をいただいていたところでござい

ます。

このため、道では、短期貸し付けの縮減に向け、他府県の事例を調査いたしましたほか、公認会計士や国の意見を聞くなどして、見直しの手法について検討した結果、道の財政状況も考慮しながら、本年度から、道単独事業用地につきましては、段階的に道が取得することによって、短期貸付金の縮減を図るとともに、公社自主事業用地につきましては、道からの短期貸付金を、金融機関からの通年借りに変更する見直しを行うこととしたところでございます。

○塚本敏一委員 金融機関からの借りに変更したということでございます。

それでは、道単独事業用地については、段階的に取得することにより、短期貸付金の縮減が図られるとのことですが、それにより、どのような効果が見込まれるのか、ここについてもお伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 建設部次長新出哲也君。

○新出建設部次長 短期貸付金の縮減の効果についてでございますが、道単独事業用地につきましては、道が必要とする用地の取得を公社に依頼したものでございまして、将来的には公社から取得する必要があるということを踏まえまして、道において、財政状況も考慮しながら、段階的に取得し、長期保有地を縮減させることによりまして、公社が、道への短期貸付金返済のために金融機関から借り入れている資金を減少させ、これによって、公社が負担する借入利息の軽減が図られるものでございます。

以上です。

○塚本敏一委員 もともと、塩漬けになったのは、本体は、道が土地開発公社に先行取得をお願いしたわけですから、それなりの予算をつけて、全部一括で買い取るというのが本来が一番いい方法なのですが、道財政も大変厳しい状況ですから、そういうようないろんな手法を使いながら、これを縮減していく、下げていくということが、これから求められる課題だと思います。

それで、公社自主事業用地については、公社が道から低利で短期貸し付けを受けていたものを、金融機関からの通年借りに切りかえる、それから、道からの短期借りに解消するということですが、公社には、これまで以上の利息負担が生じないのかどうか、ここについてもお聞かせをいただきたいと思います。

○新出建設部次長 短期貸付金の見直しの効果についてでございますが、公社自主事業用地につきましては、これまで、道が公社へ低利で短期貸し付けを行っていたものを、今般、それより高い利率で公社が金融機関から借り入れることとなりますが、発生する利息につきましては、公社経営に影響が出ないよう、公社に対して道が利子補給を行う考えでございます。

○塚本敏一委員 もちろん、道が利子補給をするのはそのとおりだと思いますので、そのような対応をとっていただきたいと思います。

最後になりますが、国から見直すべきと指摘された短期貸し付けの手法については、とりあえず解消に向かうということなのですが、道でも公社でも、いまだに多くの長期保有地——未処分用地を抱えていることには変わりがないわけです。

【第2分科会 3月13日 第2号】

この未処分用地を早急に処分していくということが、これからの課題になるのだと思いますが、どのような対応をしていくのか、ここについてもお聞かせをいただきたいと思います。

○**笹田浩委員長** 建設部長渡邊直樹君。

○**渡邊建設部長** 長期保有地への対応についてでございますが、道では、平成13年に、北海道土地開発公社の経営健全化方策を、公社では、事業運営健全化計画書を策定し、これに基づき、長期保有地の処分や利活用について、取り組みを進めてきたところでございます。

また、平成23年には、道と公社が連携して公社運営の健全化を図るため、北海道土地開発公社の事業運営及び長期保有地処分の方策を策定し、これまでも、関係部並びに公社において、長期保有地の処分や利活用に向け、国、地元自治体、民間企業などへの働きかけを行ってきたところでございます。

今後は、このたびの短期貸付金の見直しの取り組みとあわせ、総合政策部、経済部、建設部及び公社で構成します、北海道土地開発公社の事業運営等検討会議の場を活用するなど、道と公社が一層の連携を図りながら、長期保有地の処分や利活用に向けた取り組みを進めてまいります。

○**塚本敏一委員** ありがとうございます。

北見市もそうなのですが、土地開発公社の存在価値については、今の社会情勢の中で本当に必要なのかということが問われるときだと思うのです。そういう意味では、土地開発公社が先行取得をしていかなければならない、事業用地を確保していかなければならないということに対しては、これから、違った目線で、公共事業を発注するに当たっての土地の取得を考えていくべきだと思いますので、そこら辺については、意を用いていただきたいと思います。

次に、道路施設の長寿命化についてであります。

道が管理する公共土木施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多くて、今後、一斉に更新時期を迎えていくこととなりますよね。

それで、全国を上回る人口減少、少子・高齢化が懸念される北海道においては、公共土木施設の長寿命化を図って、維持管理費や更新コストを縮減していくことが大きな課題になっているのだと思います。

先日、北海道インフラ長寿命化計画に基づく計画として、橋梁以外の道路構造物に対しても個別の長寿命化計画が策定されたとの報告がありました。

まず一つ目に、トンネルなどの大型構造物について個別の長寿命化計画が策定されたと聞きましたが、今後、どのような方針によって修繕を行っていくのか、ここについてお尋ねをしたいと思います。

○**笹田浩委員長** 道路課長宮下忠昭君。

○**宮下道路課長** 長寿命化修繕計画についてでございますが、道では、これまでに策定済みである橋梁に加えまして、今年度に、トンネルやシェッド・シェルター、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識の五つの道路施設について個別施設計画を策定したところでございます。

今後、これらの計画に沿って、施設ごとに点検、診断を実施し、早期に措置が必要な施設につ

いては修繕を行いまして、その後、点検、診断から補修、更新等を繰り返すメンテナンスサイクルにより、これまでの対症療法的な維持管理から、損傷が軽微な段階に修繕を行う予防保全型の維持管理へ移行することとしております。

○塚本敏一委員 ただいま御答弁がありましたとおり、今後は予防保全型の維持管理へ移行するということですが、どのような対策を行うのか、そして、どの程度の期間と修繕費用が必要となるのか、お尋ねをしたいと思います。

○宮下道路課長 予防保全型管理への移行についてでございますが、早期措置の修繕といたしましては、トンネル壁面の劣化したコンクリートの修復や、横断歩道橋の塗装の塗りかえ、門型標識の部品の交換など、構造物の機能に支障が生じる可能性がある箇所について対策を行うこととしており、これには、おおむね5年間で約30億円の費用がかかるものと想定しているところでございます。

○塚本敏一委員 5年間で30億円ということですが、予算を獲得してください。そのためには私達も協力をさせていただきたいと思えます。

今、財政が厳しい折ですから、こういう維持補修とかに対するお金はなかなかつきづらいと思うのですね。それはどこの行政もそうだと思います。だからこそ、理事者の皆さんと道議会が一つになって、必要なものにはお金をつけていくということを考えていかなければいけませんので、そこについては、私達も協力をさせていただきたいと思えます。

それから、北海道インフラ長寿命化計画に基づく個別計画については、今後も、ほかの公共土木施設ごとに順次策定が進められると考えるのですが、計画的な長寿命化対策をできるだけ早期に実施するためにも、個別計画の策定が急がれます。

今後、ほかの公共土木施設の個別計画の策定をどう進めていくのでしょうか、そこについてもお聞きをしたいと思います。

○笹田浩委員長 建設政策局長久野顕君。

○久野建設政策局長 個別施設計画の策定予定についてでございますが、今年度は、トンネルやシェッド・シェルターといった大型道路施設のほか、昨年、国から地方単独事業に係る新たな起債制度の対象とされた道路舗装の補修、及び、大型標識や照明灯などの道路附属物、さらには治水ダムについても計画を策定する予定でございます。

また、平成30年度以降については、砂防施設、海岸施設、公共下水道などの施設についても、点検結果、補修等の進捗状況や、国の、長寿命化に関する技術基準の整備状況なども踏まえながら、目標とする平成32年度までの計画策定に向け、できる限り早期に取り組んでまいりたいと思えます。

○塚本敏一委員 ありがとうございます。

それでは、今後の長寿命化対策についてお聞きをしたいと思います。既に橋梁の長寿命化計画を策定し、このたび新たに、トンネルなどの大型構造物を長寿命化計画に加えられました。膨大な量の道路施設を計画的に維持管理していくこととなりますが、そのことに伴う点検や修繕に

は、先ほども御答弁いただきましたように、多額の費用がかかると思います。

そこで、この予算の確保を含めて、今後、どのように長寿命化対策の取り組みを進めていこうとしているのか、ここについてお聞かせをいただきたいといます。

**○渡邊建設部長** 今後の長寿命化対策についてでございますが、道路は、道民の安全、安心な暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤でありまして、これらを健全な状態に保つため、適切な維持管理に努めながら、トータルコストの縮減や費用の平準化を図るという長寿命化の取り組みを進めることは極めて重要と認識してございます。

道といたしましては、今後、施設の老朽化が進み、対策に要する経費の増大が見込まれますことから、個別施設計画に基づく進捗管理を行い、適宜、必要な計画の見直しを行うとともに、施設の補修、修繕のほか、点検、診断などにも活用が可能な交付金制度の拡充について国に要望するなど、必要な予算の確保に努め、長寿命化計画の着実な推進に取り組んでまいります。

**○塚本敏一委員** ぜひ、実現するように取り組んでいただきたいといます。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきたいといます。

建設管理部の事業執行体制について伺ってまいりたいといます。

各振興局の建設管理部では、地域の産業や経済を支える社会資本の整備を初め、施設の維持管理や災害対策など、地域の安全、安心を守るためのさまざまな取り組みを進めておりますが、昨今、こうした事業を担当する土木技術職員の減少と低年齢化が進んで、現場ではさまざまな支障が出ていると伺っております。

こうした状況を踏まえて、建設部として、建設管理部の業務執行体制について、今後、どのように取り組んでいくのか。

一つ目に、建設部の土木技術職員については、職員数適正化計画の終了後、徐々に採用予定数をふやしてきていると承知しておりますが、ここ数年の採用状況と新年度の採用見込み、これまでの技術職員数の推移について、お聞かせをいただきたいといます。

**○笹田浩委員長** 建設政策課長天沼宇雄君。

**○天沼建設政策課長** 土木技術職員の採用状況などについてでございますが、直近3年間の採用状況につきましては、平成27年度が、採用予定数の32名に対して22名、平成28年度が72名に対して31名、平成29年度が75名に対して46名の採用となっております、新年度には、採用予定数の75名に対して60名程度の採用が見込まれているところでございます。

また、土木技術職員数の推移につきましては、他の部局等に配置している職員を含め、平成9年度のピーク時の約1400名から、年々減少を続け、平成29年度には約1000名になっているところでございます。

**○塚本敏一委員** 今お伺いをいたしました、平成27年度が32名に対して22名、28年度が72名に対して31名、29年度が75名に対して46名ということで、結局、4割から6割程度の数しか採用できていないわけですね。

実は、北見市も同じ状況です。何回も募集するのですが、結果は、残念ながら、来てほしい人

には来ていただけなくて、合格をしても上部官庁のほうに行かれてしまう、こういう状況があります。もう一つ、社会人枠で募集するのですが、よく社長さんに怒られました。せっかくここまで育てたのに、おまえら市役所が職員ばかり集めて、俺たちがどれだけ苦しい思いをしているかと、よくおっしゃっていました。

しかし、実際、どこの地域も土木技術職員が少ないということですから、何らかの手を打たなかったら、これから公共事業を進めていくことができません。特に、広大な面積の北海道を抱える皆さんですから、ぜひとも数を確保しなければいけないと思いますし、いろんな手法をとってやっていかなければならないのだと思います。

それで、採用予定数を大幅にふやしたここ2年間でも、残念ながら、採用数は余りふえていなくて、全体の技術職員数も、減少を続けて、1400人から1000人になったということは今お聞きをしました。

それでは、建設部では、これまで、土木技術職員の確保に向けて、どのような努力、取り組みをしてきたのか、ここについてお伺いしておきたいと思います。

**○天沼建設政策課長** 技術職員の確保に向けた取り組みについてでございますが、建設部では、これまでに、道内外の学生に対しまして、大学などの学校訪問や就職セミナーなどを通じ、社会資本の整備により、道民の生活、本道の経済活動などが支えられていることや、これを担当する道庁の技術職員の仕事の魅力、やりがいなどをPRしてきたところでございます。

また、平成28年度には、高卒者を対象としたB区分試験におきまして、国家公務員試験よりも最終合格発表を早めたほか、平成29年度には、大卒者を対象としたA区分試験におきまして、これまでの試験に加え、筆記による専門試験にかえて、面接により専門性を確認する新たな試験を導入し、より受験しやすい制度に工夫するなど、技術職員の採用増に向けて取り組んできたところでございます。

**○塚本敏一委員** いろんな方法を駆使しながら、技術者を採用しようとしたということです。

でも、例えば北見市の場合を申し上げますと、絶対数が少ないものですから、結局、外の地域にお願いをしても、なかなか来てくれない。子どもたちは、土木作業などの技術屋よりも文系のほうに行ってしまうのです。そして、札幌圏や東京に出てしまうという状況の中で、本当に困っているのです。

今、いろいろ対策をとっていただいているのはわかりました。でも、道に限らず、地方によってはまだまだひどい状況にあるということも御承知いただきたいと思います。

それで、今聞きました減少が続く状況の中で、建設管理部の事業を執行する職員の体制はどうなっているのでしょうか。また、その中で、どのような問題が生じ、これから、どのように対応していこうとしているのか、ここについてもお尋ねをしたいと思います。

**○天沼建設政策課長** 事業執行体制などについてでございますが、全道の54カ所の出張所等におきましては、事業を担当する整備部門の係のうち、約6割の係で担当係員が2名以下となっているほか、30歳代の主任クラスの職員が極端に少ないことから、5年後には、担当職員の約6割は



経験年数が5年未満になると想定されております。

こうした中、建設管理部内では、難易度の高い事業の執行に支障が生じたり、主任クラスの職員の負担がふえ、若手技術職員への指導、育成や技術の伝承が困難になるなど、さまざまな課題が顕在化してきているところでございます。

このため、道では、これまで、発注者支援業務などによる、積算や施工管理の外部委託を活用するなど、担当者の負担軽減を図るとともに、若手技術職員を早期に育成するため、研修内容を充実させるなど、効果的な育成に取り組むことで、可能な限り、事業の執行に支障が出ないように努めてきたところでございます。

**○塚本敏一委員** そうですよ。事務に支障が生じるということはなくさなければいけませんから、今言われたような手法をとり、外部委託を行いながらやっていくと。でも、結局、そのことが裏返しとして、技術者の養成が進んでいかないという部分もあるのだと思います。

それで、北見市では—— ごめんなさい、北見市のことばかりで。私は北見市のことしかわからないものですから。

技術職員の育成をしようと思っても、結局、外部委託をすることによって、自分が直接手をかけなくなるものですから、その部分が、後々いろんな事業をやっていくに当たって自分に返ってくるという問題が出てきているのです。ですから、我々も、外部委託をするのも必要だけれども、自分たちで何ができるのかを考えさせるようにしているのです。それでも、技術職員の少数化が大きな課題になっていまして、それを整理する以外に方法がない。でも、ふやそうと思ってもなかなかふえていかない、これは大きな問題だと思いますので、ぜひ、皆さんとともに考えながら、道内における技術者の養成を進めていかなければならないと思っています。

それで、建設部では、新年度から、全道の建設管理部ごとに、整備部門の職員の集約や再配置を進めようとしています。これによってどのような効果を見込んでいるのか、ここについてお尋ねをしておきたいと思います。

**○天沼建設政策課長** 職員の集約などの効果についてでございますが、このたびの取り組みは、今後、係員が2名以下という体制の中で若年化が進むことによりまして、今まで以上に、事業執行や若手の育成に対する支障が生じることが懸念されますことから、職員を集約、再配置することで、こうした弊害に対処しようとするものでございます。

これによりまして、主任クラスの職員の下に若手職員を集めて、指導、育成することが可能となりまして、技術の伝承や技術力の向上が期待できますほか、難易度の高い事業への対応や、業務の平準化による個々の職員の負担軽減にもつながるものと考えているところでございます。

**○塚本敏一委員** そういう対応によって、職員の働く環境を整えていくことは必要なのだと思うのですが、一方で、オホーツク管内のことを考えましたときに、紋別と興部に管理部がありまして、紋別の道路担当、興部の河川担当を遠軽に集約し、紋別の漁港担当はそのまま残す、興部については、窓口部門だけを残すという状況の中で、首長たちは、そのことにすぐ対応できるのかどうか、それが遠軽に行ってしまうことで距離的な不安があるということもおっしゃっていま

す。

そういう意味では、それを何とか払拭するような方法を考えながら、少ない中で対応しなければならないという状況が生まれると思いますので、皆さん方にも、現場において問題が出ないような対応をぜひお願いしたいと思います。

それで、同じようなことを申し上げますが、地域では、整備部門の職員の集約によって、職員との打ち合わせが遠方になり、業者の負担がふえることや、出張所が廃止されるのではないかとという不安の声が聞かれているわけなのです。

また、道内には離島出張所もあるなど、地域性がさまざまにありますから、全道一律に職員の集約や再配置を行うのではなくて、地域の事情に配慮した柔軟な取り組みが求められていると思います。

道は、こうした地域の声にどのように対応する考えなのか、お伺いをしたいと思いますし、将来的に技術職員の確保が進んだ場合に、体制をもとに戻すことも可能なのかどうか、ここについてもお聞かせをいただきたいと思います。

**○久野建設政策局長** 地域事情等への配慮などについてでございますが、このたびの職員の集約や再配置については、現行の出張所の配置を維持した上で、可能な限り、事業執行体制を整備するというものであります。一部の地域で、要望、申請に係るサービスの低下や災害への対応を懸念する声があると承知しているところでございます。

このため、道では、整備部門がなくなる出張所には、地域要望の窓口となる主査を配置するほか、災害時の初動対応に支障が生じないよう、建設管理部本部や出張所間で、気象状況に応じてあらかじめ派遣する職員を準備しておくなど、支援体制を整備することとしているほか、建設管理部ごとに、出張所の配置、業務量、業務内容などが異なることや、地域によっては、離島を抱えるなど特殊事情もあることなどから、そうした実情にも十分配慮しながら、実施時期も含め、柔軟に取り組むこととしているところでございます。

また、新年度は、今年度と同様に75名の募集を行い、引き続き技術職員の確保に努める考えであり、今後、継続的に技術職員の確保が進み、一定程度、執行体制が整った場合には、その時点における各出張所等の業務量などを勘案した上で、技術職員の再配置も含め、最適な事業執行体制を検討してまいりたいと考えてございます。

**○塚本敏一委員** ぜひ、そのようにお願いいたします。

結局、技術職員のピラミッドを見ても、主任から主査クラスの数が非常に少ないことによって、数年後においては、その人たちがそういう職についたときの課題が残ることは目に見えているわけです。

そういう意味では、若手職員を一日も早く育成、養成するということも必要でしょうし、一方で、数を確保することも大切なのだと思いますので、非常に難しい課題だとは思いますが、ぜひ、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それで、最後になりますが、建設管理部の業務執行体制を今後どのように確保していく考えな

のか、そして、今申しあげました若手職員の育成に対して、どのように取り組んでいくのか、その決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○渡邊建設部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、土木技術職員数の減少に伴う事業執行体制などの課題を踏まえ、引き続き、現行の出張所の配置を維持した上で、円滑な事業の執行や若手職員の育成などが可能となるよう、平成30年度に、帯広建設管理部と網走建設管理部の一部で、整備部門の職員を段階的に再配置し、事業執行体制などを整えることとしたところでございまして、引き続き、他の建設管理部におきましても、地域の実情などを十分に踏まえながら、体制の整備を進めることとしているところでございます。

今後とも、道内外の学生に向けたPRの強化などによる土木技術職員の安定的な確保に努めるほか、若手職員の育成に向けた研修内容の充実や、主任クラスの職員による指導・育成体制の強化に取り組むとともに、職員の再配置に当たりましては、地域に対し、丁寧な説明を心がけ、御理解をいただきながら、事業執行体制の整備を進めてまいります。

○塚本敏一委員 どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

私は、一般質問でも、地元にある北見高等技術専門学院の話をさせていただきましたが、そこにも人が集まってこないのですね。建築部門は特になのですが、10名の定員に対して4名しか来ないのです。それが2年も続くと、その科は統廃合されるという一つのルールの中で、現場は本当に困っています。

その中で、建設事業者や中小の土木事業者が地元の経済を支えているわけですから、そういうところにどうしても人を送り込まなければいけない、でも、それがかなわないといったときに、大きな会社が中央からやってくる、そうすると、地域がなくなってしまうという状況が常に回りながら進んでいくのだと思います。

特に、北海道は、先ほど申しあげましたように、全国よりも、人口減少や高齢化が数段進んでいる地域ですから、これからは、私たちが目を開きながら、さらに大きな声を出していかないと、この問題には対応できないのだと思います。

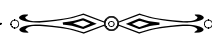
そういう意味では、技術屋の皆さんがお集まりの建設部ですから、大きな思いを持って皆様をお願いを申し上げ、私も地元に戻りましたら頑張ることをお誓い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○笹田浩委員長 塚本委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩



午後1時1分開議

○笠井龍司副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

橋本豊行君。

○橋本豊行委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

道内の建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる道路や河川の整備、住宅の確保、施設の維持管理など、地域の雇用創出及び事業活動により、地域経済の発展に寄与する産業であります。全産業的に生産年齢人口の減少が進む中で、建設業就業者の減少もとまらず、将来にわたる建設工事の品質の確保と、中長期的な担い手、後継者の確保が懸念されているところであります。

また、帝国データバンク札幌支店によりますと、2017年に休廃業や解散をした道内企業は1408社で、そのうち、最も多かったのは建設業の398社となっているところであります。

こうした現状を踏まえて、建設産業について、以下、数点伺ってまいります。

昼前の質疑と重複している部分もありますが、質問させていただきます。

道内の建設業許可業者数及び就業者数と年齢構成についてお伺いをいたします。

○笠井龍司副委員長 建設業担当課長京田隆一君。

○京田建設業担当課長 建設業許可業者等の状況についてであります。道内の建設業許可業者数は、平成29年3月末時点で1万9557社となっているところでございます。

また、総務省の労働力調査によると、道内の建設業就業者数は、平成29年で約22万人となっているところでございます。

その就業者の年齢階層別の構成比は、29歳以下が約9%、50歳以上が約50%となっており、若年者が少なく、高齢化しているところでございます。

○橋本豊行委員 次に、事業承継についてでありますけれども、後継者の確保が懸念されている状況におきまして、企業経営者の多くが、経営者の高齢化、事業承継の難しさを課題に挙げているというふうにとめていただいているところでございます。

また、北海道は、若年層を中心とする都市部への人口流出といった問題を抱えている中、道として、事業承継をサポートする必要があるというふうに考えますが、どのような対応をしてくているのか、お伺いいたします。

○京田建設業担当課長 事業承継への対応についてであります。円滑に事業承継を進めていくためには、後継者の確保を初め、合併や事業譲渡などに係る税法上の問題、さらには、株式の取得など、多岐にわたる課題に的確に対応していくことが必要でありますことから、建設部では、建設業サポートセンターにおきまして、建設業者からの事業承継に関する相談に対して、さまざまなアドバイスを行ってきたところでございます。

また、経済部では、道内の6圏域におきまして、地域の商工団体や金融機関などで構成する事業承継サポートネットワークの整備など、事業承継を支える仕組みづくりを進めており、関係機関と連携しながら、建設業者を含め、中小・小規模企業からの相談に対応してきているところでございます。

○橋本豊行委員 今答弁がありましたとおり、さまざまなアドバイスを行うなど、対応してきて

【第2分科会 3月13日 第2号】

いるということでございます。その内容については、私は把握しておりませんが、道としては十分把握された上で、サポートネットワークの整備、また、事業承継を支える仕組みづくりを進めているということでございますので、今後も、さらなる体制強化に向けて進めていただきたいをお願いをしておきたいと思っております。

次に、週休2日モデル工事の関係についてでございますけれども、今、業界で担い手不足が懸念されていて、道では、若手技術者や技能労働者の確保育成のために、週休2日モデル工事の検討に取り組んできたものというふうに承知をしているところでございます。実施に向けた現状の課題と対応についてお伺いをいたします。

○**笠井龍司副委員長** 技術管理担当課長坂野伸治君。

○**坂野技術管理担当課長** 週休2日モデル工事についてであります。週休2日の実現に向けては、これまでの関係団体との意見交換の中で、工期の確保や現場経費の増加、日給制労働者の収入の減少などの課題が挙げられていることから、道では、課題解消に向けた検討を行うため、緊急を要する災害復旧工事や、工期末に制限のある工事などを除く工事を対象として、本年3月から、施工者希望型で週休2日モデル工事を実施しており、3月に発注する368件の工事のうち、248件をモデル工事の対象にしているところでございます。

今後は、工事完成後に、受注者へのアンケート調査を行い、適切な工期設定や積算のあり方などの検証を進めながら、週休2日の導入促進に取り組んでまいります。

○**橋本豊行委員** 今答弁がありましたとおり、請負とか日給制という賃金形態が多い業種でございまして、休みが欲しくても、賃金が安くなれば、働く人にしてみれば生活にかかわる問題でございまして、全部の工事がモデル工事の対象ということではございませんけれども、さらなる拡大をしていただいて、建設業で働く皆さん方が、賃金確保をきちっとされた上で、週休2日制で休める労働条件の確保に向けた取り組みをさらに推進していただきたいと思っております。

次に、担い手確保のための長時間労働の是正など働き方改革の実現ということが今求められているところでございますけれども、週休2日制の取り組みのほかに、就業環境の改善に向けた道の取り組みについて、その状況や今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

○**坂野技術管理担当課長** 就業環境の改善についてであります。道では、時間外労働の縮減など、就業環境の改善に向け、土・日の作業となる依頼は行わない、昼休み時間や午後5時以降の打ち合わせを行わないといった労働環境改善プロジェクトなどに取り組んでいるところでございます。

受注者に行ったアンケート調査では、土・日の作業依頼や時間外の打ち合わせについて、なかったとする回答が、前年度と比べて改善し、90%以上となっており、労働時間縮減に対する発注者側の意識改革が進むなど、一定の効果があつたところでございます。

こうしたことから、今後もこの取り組みを継続するとともに、適正な賃金水準の確保や、2次以降の下請企業への社会保険未加入対策を進めるなど、就業環境の一層の改善に向けて取り組んでまいります。

○橋本豊行委員 特に、建設産業にかかわる下請、孫請と言われる方々については、当然、会社のマージンということがございまして、孫請になるとどんどん条件が悪くなるというのが実態だと思っておりますので、ぜひ、労働環境、就業環境の改善、さらには、社会保険制度への加入など、福祉も含めた労働条件の確保に向けた取り組みを建設業全体にまで広げていただきますように、お願いしたいと思っております。

次に、北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会についてでございますけれども、技術者や技能労働者の確保育成について、情報を共有し、取り組みを効果的に推進することを目的とした北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会が設置されているというふうに承知しているところでございます。この取り組み状況と成果についてお伺いいたします。

○笠井龍司副委員長 建設業担当局長板谷悟君。

○板谷建設業担当局長 協議会の取り組みについてでございますが、道では、担い手の確保育成を効果的に進めるため、平成27年に、国、建設業団体、商工団体、教育機関などで構成いたします北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会を設置しているところでございます。

協議会は、年に2回開催いたしまして、各機関が一堂に会し、意見交換することによって、情報の共有と連携を図ってきているところであり、協議会での議論を踏まえまして、建設産業の魅力を発信する建設産業ふれあい展や、普通科の高校生を対象とした現場見学会、ICT活用をテーマにしたセミナーなどを行ってきており、こうした取り組みを通じまして、担い手の確保育成に努めているところでございます。

○橋本豊行委員 今答弁をいただきました建設産業ふれあい展や現場見学会などは、インターネットでも私は見せていただきましたし、釧路で開催されている状況についても、現場のほうからの意見などを聞いてまいりました。

協議会は年に2回開催ということでございましたけれども、画一的にならず、実際の現場に即し、建設業に従事したいと思ってもらえるような展開をぜひ進めていただくよう求めておきたいと思っております。

最後の質問でございますけれども、今後の取り組みについてでございます。

道内の建設産業の振興等に関するアンケートの調査概要によりますと、道への要望事項として、発注時期の平準化、建設業のPR、就業環境の改善などが挙げられているわけでありましてけれども、現在策定を進めている仮称・北海道建設産業支援プラン2018において、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○笠井龍司副委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 プランにおける今後の取り組みについてでございますが、今年度策定する仮称・北海道建設産業支援プラン2018におきましては、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展を基本方針とし、技術をつなぐ担い手確保育成の強化や、将来に続く経営力の強化など、四つの目標を掲げており、フレックス工期を設定するなど、施工時期の平準化による生産性の向上のほか、高校生を対象とするICT体験講習会やイベントなどの開催による建設業のP

R、週休2日の導入による就業環境の改善などに取り組むこととしているところでございます。

道といたしましては、新たなプランの着実な推進により、社会資本整備や災害対応などを通じ、地域の発展や、道民の安全、安心な生活の確保に重要な役割を果たしている建設産業の持続的発展の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○橋本豊行委員 道内の建設産業の現状は、大半が中小企業であるということ、人口減少による労働力不足や景気の先行きに対する不透明感があること、また、代表者の高齢化による後継者不足などにより、設備投資や事業拡大のための前向きな資金の借りに依然として慎重であるといった状況にあると推察できるわけでございます。

私が質問の趣旨として前段で言ったとおり、建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる産業でありますし、雇用を創出する産業であるというふうにとらえているところでございます。

ただいま部長から答弁があったように、今年度策定する、仮称・北海道建設産業支援プランでは、技術をつなぐ担い手確保育成の強化、将来に続く経営力の強化などの目標を挙げておりますので、着実に効果が上がる取り組みを進めていただくことを求めて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○笠井龍司副委員長 橋本委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中山智康君。

○中山智康委員 それでは、通告に従いまして、質問いたします。

北海道インフラ長寿命化計画と、人口減少に起因する諸問題についてです。

財政面で考えていくと、人口が減少すれば、生産年齢人口が減りますから、歳入が減っていくのじゃないかという懸念があります。また、歳出についても、変動費と固定費があると思いますが、例えば、変動費は、少子化によって教育費は下がるかもしれないけれども、固定費であるインフラ整備に関しては今後もふえ続ける可能性があるという懸念を払拭しなきゃいけないと思うので、今回はこの質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

平成27年6月に策定された北海道インフラ長寿命化計画に基づき、建設部は、個別施設計画をそれぞれ策定していると承知しております。

建設ストックの更新問題については、戦後の復興対策、バブル崩壊後の景気対策や、市町村でいえば、市町村合併後の合併特例債による建設ラッシュなど、時期が集中していることが問題だと思っています。

平成22年3月に策定されました北海道橋梁長寿命化修繕計画によると、北海道が管理している道路橋は、平成21年4月現在で5154橋あり、平成21年から20年後である平成40年前後には、2462橋が建設後50年を迎えるということでありまして。

また、平成25年6月に策定されました北海道樋門長寿命化計画によりますと、北海道が管理する樋門は約5100基あり、平成51年には、3317基、約65%が建設後50年を経過します。

そして、平成30年2月に策定されました北海道道路トンネル長寿命化修繕計画によると、北海道が管理する道路トンネルは、平成29年12月現在で119カ所あり、平成59年には、75カ所、約63%が建設後50年を経過します。

さらに、平成30年2月に策定されました北海道シェッド・シェルター長寿命化修繕計画によると、北海道のシェッド、シェルターは、平成29年12月現在で、シェッドが154カ所、シェルターが55カ所の合計209カ所あり、平成59年には、173カ所、約83%が建設後50年を経過します。

以上のように、策定年度が違うので、例えば10年後の平成40年には、道が管理している建設ストックの中でどれだけが建設後50年を迎え、その修繕に幾らかかるのか、判然といたしません。現在、どれくらいの修繕箇所があって、どれくらいの予算がかかるのか、また、それが、10年後、20年後にはどのようになるのか、お伺いをいたします。

○笠井龍司副委員長 建設政策課長天沼宇雄君。

○天沼建設政策課長 修繕等に係る予算についてでございますが、平成21年度に長寿命化計画が策定された、道が管理する橋梁につきましては、損傷が大きくなる前に適宜補修を行う予防保全に向けて点検を実施しましたところ、4407橋で補修が必要となるなど、60年間で総額で約9000億円と試算したところであり、また、平成25年度に計画が策定された、河川の樋門、樋管につきましては、3736基で、85年間で約300億円、今年度計画が策定された道路トンネルにつきましては、50カ所で、75年間で約224億円、シェッド、シェルターにつきましては、65カ所で、60年間で約245億円が必要と試算したところでございます。

また、今後の見込みにつきましては、引き続き、点検の結果や、補修、更新の進捗状況等を踏まえながら、中長期的な対策費用の見通しについて適宜見直すことにより、計画的な老朽化対策の推進に取り組んでまいります。

○中山智康委員 計画的な老朽化対策の推進に取り組んでまいるといふ答弁でありましたけれども、人口減少問題とあわせて考えると、さまざまな問題がございます。

その一つが、先ほど申し上げたとおり、財政問題でありますけれども、今後、道が管理している建設ストックにおいて、懸念すべきことは人口減少問題であります。

北海道の人口は、平成30年1月末現在で533万5998人であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2025年には495万9984人と約7%減、2040年には419万73人と約21%減となることが予想されます。はるか先の話のように思われますけれども、2025年はわずか7年後の問題でありまして、2040年は22年後の話でございます。

そこで、人口が減少することにより、さらなる税収減が予想され、財政的に厳しい本道において、計画は策定されたものの執行できないことが懸念されますが、見解をお伺いいたします。

○天沼建設政策課長 計画の執行についてでございますが、今後、公共土木施設の急速な老朽化が進み、維持管理費用、更新費用の増大が見込まれる中、人口減少による投資余力の減少が懸念される所であり、道の長寿命化計画におきましては、そうした状況を踏まえながら、予防保全の考え方に基づく計画的なメンテナンスによるコスト縮減や更新費用の平準化を図ることとし



ているところでございます。

また、道では、施設の補修、修繕のほか、点検、診断などにも活用が可能な交付金制度の拡充について国に要望するなど、必要な予算の確保に努めることで、長寿命化計画を着実に進めてまいる考えでございます。

○中山智康委員 国に要望するなど、必要な予算の確保に努めるとのことでございますけれども、国も財政難でございまして、計画が執行できるかは極めて不透明なことであると言わざるを得ないわけでございます。

そんな中で、人口が減少すれば、おのずと、建設ストックに対する需要も低下することから、施設管理においては、本道の広大な面積の中で施設の分散などをできるだけ回避する必要があると考えます。

そのため、施設の利用状況などに鑑み、長寿命化のみならず、施設などの集約や廃止をするなど、分散をできる限り回避することが必要であると考えますが、見解をお伺いします。

○天沼建設政策課長 施設の集約化などについてでございますが、国のインフラ長寿命化基本計画におきましては、地方自治体が修繕、更新等を実施する際には、各施設の利用状況などを踏まえ、その必要性や社会経済情勢の変化に応じた用途変更、集約化なども再検討することとしておりまして、今年度から、国は、こうした老朽化対策を支援するため、道路施設の大規模修繕・更新補助制度の中で、集約化、撤去に係る費用についても補助対象としたところでございます。

公共施設の集約、廃止を具体的に検討する場合には、各施設の機能やその利用状況のほか、まちづくりの視点などを十分に考慮し、関係市町村にも理解を得ながら、慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

○中山智康委員 極めて厳しいことを申し上げておりますけれども、ぜひ、そのように行っていただきたいと思えます。

国のインフラ長寿命化基本計画にある、社会経済情勢の変化に応じた用途変更、集約化なども再検討するということでもありますけれども、人口推計も出ておりますから、どういう世の中になっていくのかをあらかじめ推測しなきゃいけないと思うのですね。そうしないと、先ほど申し上げた固定費がどんどんふえ続けていく、こういう懸念も一方であるわけでありまして、将来にツケを回さないことも大事であります。それは、借金の問題もありますけれども、固定費も将来のツケになるということについてもぜひ検討していただきたいと思っています。

それで、建設業界においても、担い手不足が深刻になることが予想されておりました、それにより入札の不調や不落などがふえ、社会資本の整備が進まなくなる可能性があると考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○笠井龍司副委員長 建設管理課長勝谷裕君。

○勝谷建設管理課長 担い手不足の影響についてでございますが、平成28年度以降、一部の建設管理部において、災害復旧工事などが集中したことにより、資材や技術者の不足から、入札の不調、不落が発生しているところでございます。

道内の建設業就業者数は、平成7年から9年の約35万人をピークに、平成29年は約22万人となっている中、若年者の減少と高齢化も進んでいることから、今後、担い手不足により、技術や技能の継承が困難となり、社会資本の整備はもとより、維持管理など、建設業本来の役割が果たせなくなることが懸念されるところでございます。

○中山智康委員 厳しい状況にあるということですが、担い手不足を解消する一案として、ICTの活用があります。

人材不足に伴って、ドローンなど、公共事業のICT化が進んでいると認識しておりますが、ICTの目覚ましい進化により、建設業者は常に機材の更新が求められるわけでございます。これもまた、建設業界のさらなる負担になりかねないのではないかと考えるところでございます。

したがって、建設業界は建設に専念して、例えば、ICT関連事業者と連携することも必要ではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○笠井龍司副委員長 建設業担当局長板谷悟君。

○板谷建設業担当局長 ICT関連事業者との連携についてでございますが、建設業就業者が減少傾向にある中、ICTの活用などによる生産性の向上は必要不可欠であり、道では、昨年2月に策定いたしました、建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針に基づき、ICT活用モデル工事の実施に取り組んでいるところでございます。

モデル工事における受注者からの聞き取りでは、ICTに対応した建設機械等のリース料が高額であることや、受注した企業にICTに精通した技術者がいないなどの課題が挙げられているところでございます。

このため、国、道、建設会社に加えて、ICTに対応した建設機械や測量機器のメーカーなどが連携をいたしまして、ICTの普及促進に向けて、情報共有や、講習会を実施しているところであり、今後も引き続き、建設現場のICT活用の進め方について検討してまいります。

○中山智康委員 ICTのさらなる技術革新によって、新たな技術が必要となるわけですが、さっき言った10年後ぐらいの推計を考えると、全てを建設業に委ねていくのじゃなくて、例えば、ICTの関連事業者プラス建設業という枠組みで社会資本整備を担うことが今後必要になってくるのではないかと思います。

先ほど来、質問が出ているとおり、建設部も人材が不足しております、今考えることしかできないということもあるかもしれません。しかしながら、10年後をしっかりと考えていくことは重要な話であります。そういった問題がありますので、道庁内の問題の質問に入っていきたいと思っております。

平成26年度までの職員数適正化計画によって、道職員の年齢構成比はいびつになっていると認識しております。例えば、以前、3割程度いた30歳代の職員は、現在、1割台となって、これまで一般職が行っていた仕事を管理職が担うといった事態が起きており、今の仕事をするのがやっとならぬという声を耳にいたします。

建設部における職員の年齢構成は現在どのようになっているのか、また、技術職員が慢性的に

足りない状況をどう考えているのか、お伺いをいたします。

○天沼建設政策課長 技術職員の年齢構成などについてでございますが、平成26年度までの職員数適正化計画が始まりました平成17年度には、主査以上の役職者が中心である40歳以上の職員の割合が全体の約6割、主に担当者である40歳未満の職員の割合が約4割という構成であったものが、現在は、40歳以上が約8割、40歳未満が約2割といった状況になっているところでございます。

また、40歳未満の職員のうち、工事の積算や監督業務などを担当いたします30歳代の主任クラスの職員は、平成17年度に担当者全体の約3割であったものが、現在は約1割になっているところでございます。

こうした中、建設管理部内では、難易度の高い事業の執行に支障が生じたり、主任クラスの職員の負担がふえ、若手技術職員への指導、育成や技術の伝承が困難になるなど、さまざまな課題が生じてきていると認識しております。

○中山智康委員 また、地域を担う建設管理部においても、労働人口の減少によって、土木技術職員の採用予定数を増加させて募集しているものの、採用は4割から6割にとどまっていると承知しております。このため、担当職員が少人数で、かつ若年層が中心の出張所ばかりになり、大規模な事業、難易度の高い事業の執行が困難になっていることや、経験豊富な主任職員の減少により、若手職員の育成、技術伝承が困難になっていることなど、問題も山積していると伺っております。

新規採用職員の募集に対し、採用人数が少ない現状をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○天沼建設政策課長 技術職員の採用人数についてでございますが、道では、職員数適正化計画を踏まえながら、平成22年度以降、技術職員の採用予定数を段階的にふやしてきましたが、平成25年度以降、採用者数が予定数を下回っているところでございます。

その要因といたしましては、転勤に対する抵抗感や、専門分野の筆記試験の負担が大きいこと、道内の大学などにおいて土木系学科の学生そのものが減少していることなどと受けとめているところでございます。

このため、道では、技術職員の確保に向け、新たな試験制度を導入したほか、道内はもとより、道外の学生に対するPRなどの取り組みを進め、平成28年度には31名、平成29年度には45名を採用し、新年度には60名程度の採用が見込まれるなど、採用者数が年々ふえ、取り組みの成果が徐々にあらわれてきているところでありまして、今後とも、継続した取り組みにより、必要な技術職員の確保に取り組む必要があると考えているところでございます。

○中山智康委員 次に、技術職員の現状と課題についてでありますけれども、職員数は、平成17年度で1307人、29年度で991人で約24.2%減、担当職員数は、平成17年度で634人、29年度で390人で38.4%減と、大幅に減っておりますが、現状をどのように認識されているのか、お伺いをいたします。

○天沼建設政策課長 技術職員数の現状などについてでございますが、道では、工事の積算や監督業務などを担当する職員の減少によって、全道の54カ所の出張所等におきまして、事業を担当する整備部門の係のうち、約6割で担当係員が2名以下となっているほか、30歳代の主任クラスの職員が極端に少ないことから、5年後には、担当職員の約6割は経験年数が5年未満になると想定されているところでございます。

こうした中、建設管理部内では、難易度の高い事業の執行に支障が生じたり、主任クラスの職員の負担がふえ、若手技術職員への指導、育成や技術の伝承が困難になるなど、さまざまな課題が顕在化してきていると認識しております。

○中山智康委員 それらの問題に対して、道は、整備部門の集約化などを実施すると聞いておりますけれども、建設ストックの更新問題とあわせて、持続可能な体制が構築できると考えているのか、お伺いをいたします。

○笠井龍司副委員長 建設政策局長久野顕君。

○久野建設政策局長 事業執行体制についてであります。建設部では、技術職員の減少により、事業執行や若手職員の育成に支障が生じることが懸念されることから、研修内容を充実させるなど、効果的な育成に取り組むことや、整備を担当する職員を集約、再配置することで、こうした弊害に対処しようとするものでございます。

これにより、主任クラスの職員のもとに若手職員を集めて、指導、育成することが可能となり、技術の伝承や技術力の向上が期待できるほか、社会資本ストックの更新などへの対応や、業務の平準化による個々の職員の負担の軽減にもつながることから、こうした取り組みを通じ、持続可能な事業執行体制の構築に取り組んでまいります。

○中山智康委員 これらの問題は、道だけの問題じゃなくて、市町村も同じような問題を抱えておるわけでありまして、一部の自治体においては、広域連合などによって状況を打開することが検討されております。

道の役割である補完事務として、市町村との連携をどのように考えているか、お伺いをいたします。

○久野建設政策局長 市町村との連携についてであります。社会資本の適切な維持管理や公共工事の品質確保が求められている中、市町村においても、技術職員が減少傾向にあり、その対応が課題となっているところでございます。

こうしたことから、道では、これまで、市町村職員を対象として、平成26年6月に設立された道路メンテナンス会議において、橋梁など道路施設の点検講習会を実施するとともに、平成26年2月に設立された北の下水道場において、下水道施設の技術研修会などを開催し、情報共有や技術力の向上を図っているほか、市町村から要請を受けた橋梁点検について、複数市町村による地域一括発注といった支援を進めてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした会議などを活用して、市町村への支援に努めるとともに、市町村が策定する長寿命化行動計画に沿って、公共施設の老朽化対策が着実に進められる

よう、市町村との連携を図りながら、支援制度の拡充や必要な予算の確保について、国などへ要望してまいる考えでございます。

○中山智康委員 道と市町村は同じような問題を抱えていると思います。技術職員の問題もそうだし、建設ストックの更新が同時期に来ていることも同じ課題だと思っているのです。ですから、道が管理しているとか、市町村が管理しているという問題は点のことになってしまいますけれども、できれば、地域で抱える建設ストックを道と市町村がどのようにカバーしていくのかということも検討課題に入れていただきたいと思っているのです。

これだけ技術職員が足りないということでもありますから、いる人たちでやらなきゃいけない。また、10年後、20年後になれば、もっと技術職員は減る可能性がある、そのことを推計しながら、しっかりと技術職員をふやすということも大事であります。

一方で、これから減っていく人口について推測して、何をすればいいのかということを検討しなきゃいけないと思っているのです。そういった意味で、市町村との連携は、補完事務という意味でも、ぜひ、お願いを申し上げたいと思っております。

次に、民間事業者との連携についてであります。

行政も民間も、全体的に技術職が不足しているということでもありますので、さらなる民間との連携を模索して、本道の危機を回避するべきと考えますが、民間との連携はどのように考えているのか、お伺いします。

○久野建設政策局長 民間事業者との連携についてであります。道では、これまで、民間事業者と連携して、橋梁の点検手法の習得や、老朽化が進む施設の損傷度合いを的確に把握することなどを目的とした技術講習会を、市町村職員などを対象に開催するとともに、民間ノウハウの活用に向け、道立都市公園や道営住宅の維持管理に指定管理者制度を導入したほか、災害時の支援について、建設業協会などと防災協定を締結するといった、民間と連携した取り組みを行ってきたところでございます。

また、国は、産学官民が連携し、課題の共有、明確化や新たな技術の開発などをコーディネートする場として、平成28年11月にインフラメンテナンス国民会議を設立し、この会議の地方部会として、北海道地方フォーラムの設立を検討しているところであり、道においても、こうした取り組みに参画し、民間事業者との連携のさらなる強化を図ることで、費用の増大や技術者不足などの課題解決に向けたノウハウの共有、技術力の向上などに取り組んでまいる考えでございます。

○中山智康委員 最後になりますけれども、以上を踏まえると、建設ストックの更新問題は、道が管理するもののみならず、市町村の建設ストックもあわせて考える必要があると考えます。

まず、市町村の建設ストックを把握して、当該地域にある道の建設ストックとともに、市町村や民間企業と連携しながら、事態の改善に取り組むべきであると思っております。

人口減少により、今後ますます労働者が減少することに鑑みれば、いかにして効率よくこの更新問題を解決するかは大事な視点であると考えますが、民間との連携、市町村との連携、職員数

や構成の適正化、ICTの活用なども含めた今後の体制について、どのように考えられているか、お伺いをいたします。

○笠井龍司副委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 今後の体制についてでございますが、道では、広大な面積に膨大な量の社会資本ストックが存在し、これらが今後急速に老朽化が進むと見込まれる中、これらの公共施設の補修、修繕などの維持管理や更新を着実に進めるためには、人口減少による投資余力の減少、建設業の担い手不足といった課題にも柔軟に対応する必要があると認識をいたします。

このため、道では、既存ストックの有効活用や適切な維持管理、長寿命化によるコストの縮減、更新費用の平準化に加え、担い手の確保育成や技術力の向上、さらには、生産性向上に向けた、ICT活用による作業の省人化、効率化など、さまざまな取り組みについて、国、市町村、民間事業者とも一層連携しながら進める必要がございます。道におきましても、技術職員の確保や事業の執行体制の整備を図りながら、必要な体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○中山智康委員 終わります。ありがとうございました。

○笠井龍司副委員長 中山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、道路の安全対策の取り組みについて伺います。

私が住む旭川でも、3月に入って、雪解けが進んでまいりました。それとともに、舗装のひび割れや、穴のように路面が陥没しているという状況が、ことしは特に多く見受けられているところ。除雪の要望とともに、安全対策を求める声が寄せられております。

こうした舗装路面の損傷現象は、どのような原因で発生するものなのか、また、どのように対応していくのか、初めに伺います。

○笠井龍司副委員長 道路課長宮下忠昭君。

○宮下道路課長 舗装路面における穴ぼこの発生についてでございますが、融雪期に、ひび割れや欠損がある部分に水が入り込み、凍結、融解の繰り返しにより、舗装の小さな穴が拡大することが主な原因であるとされております。

このような穴ぼこを放置しておくことは、道路交通に支障を来すことから、道といたしましては、雪解け時に道路パトロールの強化を図るとともに、舗装の穴ぼこを確認した場合には、速やかに補修を行うなど、適切な路面管理に努めてまいります。

○真下紀子委員 適切に管理するということです。舗装表面の穴ぼこを速やかに直すことはもちろん重要なことなのですけれども、昨今、路面下の空洞が原因と見られる道路の陥没が全国で多発しております。国の発表によりますと、全国では、年間に1万2000件以上の道路陥没が発生しているとのこと。であります。

道が所管する道道における道路陥没の発生状況は、どのようになっているのでしょうか。

○宮下道路課長 道道における道路陥没の発生状況についてでございますが、過去5年間では、

路面下の空洞が原因と思われる道路陥没が31件発生しておりまして、その主な原因は、道路排水管等の破損に伴う路盤の吸い出しによるものとなっております。

○真下紀子委員 地下埋設物の老朽化等の問題もありますので、今後、こうした問題が出てくるかと思うのですが、旭川市では、過去に道路管理者が調査し、その結果、5カ所に小規模な空洞が発見され、そのうち、3カ所は砂利で埋めて補修したと新聞報道がありました。

道路における陥没を未然に防ぐため、こうした調査は大変重要と考えますが、道として、今後、どのように取り組みを進めていくのか、伺います。

○宮下道路課長 道路陥没に対する取り組みについてでございますが、道では、平成25年度からの4年間で、全道の建設管理部におきまして、試行的に路面下の空洞の調査を行ってきたところであり、その結果を踏まえまして、今年度から、市街地を優先するとともに、交通量や路線の重要度に応じて頻度を設定するなど、計画的に調査を進めており、引き続き、路面下の空洞の早期発見に努めてまいります。

○真下紀子委員 答弁いただきましたように、北海道は、寒冷地特有の厳しい気象によって凍上が起こるために、舗装の傷みも一段と激しいことがうかがえます。道路の舗装は、目に見える表面のひび割れや穴ぼこだけではなくて、目に見えない内部の空洞についても、しっかりとした対応が求められます。

日常生活や通勤通学、通院、救急搬送や物資の輸送など、道路は、住民生活にとって欠くことのできない重要なものでございます。

一方で、これだけ延長してきた北海道の舗装道路を維持管理していくために、道としても格段の努力が必要かと思いますが、今後の取り組みについて伺います。

○笠井龍司副委員長 土木局長清水文彦君。

○清水土木局長 今後の舗装路面の維持管理についてでございますが、道路は、住民の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤でありますことから、安全で円滑な道路交通を支える上で、道路の適切な維持管理は極めて重要であると認識をしております。

道といたしましては、公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、計画的なパトロールを実施し、路面の損傷を発見した際には、速やかな補修を行い、損傷の拡大を防ぐなど、適切な路面管理に努め、安全、安心な道路交通の確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○真下紀子委員 しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、国直轄事業等の計画変更に関する公文書等について伺います。

森友学園の国有地取得にかかわる価格交渉記録について、一度は、廃棄したとされておりましたが、政府の説明は一転して、保存させていたことがわかり、今度は、改ざんされていた決裁文書が国会に提出されていたことが明らかになり、非常に重大な局面となっております。これでは、議会制民主主義が成り立たなくなってしまうわけです。

また、旧優生保護法による不妊手術の強制が明らかとなりまして、事実を示す公文書の保存は、真相解明にとって必要不可欠であると注目されているところであり、公文書の重要性が再認

識されている状況となっております。

そこで、国のサンルダム建設基本計画の変更に伴って、2016年に31億円、2017年に32億円の事業費を増額しております。

また、サンルダムのほか、二風谷ダム、平取ダムを建設する沙流川総合開発事業、新桂沢ダムと三笠ぼんべつダムを建設する幾春別川総合開発事業の三つのダム事業が継続となっております。当初の総事業費の約1770億円から、約1056億円増額して、約2826億円となったことを、私は、昨年——2017年の第4回定例会の知事答弁で明らかにさせたところです。

国直轄事業の計画変更においては、知事意見をつけるなどして、事業費を変更してきているわけですが、建設部所管の国直轄事業では、ほかにどのような事業があって、事業費の変更額はどのようになっているのか、伺いたいというふうに思います。

○笠井龍司副委員長 政策調整担当課長縄田健志君。

○縄田政策調整担当課長 国直轄事業における事業費の変更についてでございますが、平成22年度以降、知事への意見照会が行われることとなった、国土交通省所管の公共事業の再評価において、国から建設部に提出があった資料によりますと、ダム事業以外では、北海道横断自動車道根室線の本別—釧路など道路事業が41事業、石狩川直轄河川改修事業など河川事業が22事業、砂防事業が5事業、海岸事業が1事業となっております。このうち、道路の20事業で1569億円、河川の17事業で1705億円、砂防の2事業で59億円、総額で3333億円の事業費が増額となっているところでございます。

○真下紀子委員 その金額は、当初予算じゃなくて、増額になった分だけです。これと、先ほどの3ダム事業の増額分1056億円とで、4389億円もの増額となっていることが初めて明らかになったわけです。

こうした国直轄事業は増額を繰り返していますが、必ず道負担が伴うため、道は国に対して十分な説明を求めることになっております。

また、開発局の高コスト体質が問題とも指摘をされている中で、私は、国直轄事業の計画変更と事業費の変更が伴う1056億円の増額決定に至った交渉経過を記録した文書がないと指摘しまして、議会に提出すべきだと、昨年12月の議会の一般質問の特別発言で質問したわけです。

今答弁された事業も含めて、改めて、記録を残していなかったと確認してよろしいのか、それとも、交渉経過の記録は、開発局、道において、作成、保存されているのか、伺っておきたいというふうに思います。

○笠井龍司副委員長 河川砂防課長金澤克人君。

○金澤河川砂防課長 国との交渉経過の記録についてでございますが、建設部所管の国直轄事業につきましても、関係法令や、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づきまして、事業の計画変更がある場合などに、国から意見の照会があるところでございます。

このため、昨年12月の直轄ダム事業の基本計画の変更を含め、回答に際しましては、国から計画変更などに係る各種資料の提供を受け、変更内容などを聞き取りの上、必要に応じ記録し、内



容を精査した上で、意見を付して回答しているところでございます。

○真下紀子委員 私は見せてもらいましたけれども、結局、結果のみで、開発局との間でどのような意思決定過程を築いていたかを検証できない、ゆゆしき事態ではないかというふうに考えているところです。

これまで、開発局との協議の経過を公文書として保存してこなかった理由があれば、お示しください。

○清水土木局長 公文書の保存についてであります。このたびの直轄ダム事業における基本計画の変更に当たりまして、開発局から提供があった意思決定に関する資料は、公文書として保存しておりますが、開発局との協議経過の記録につきましては、検討段階における参考資料として考え、公文書としての認識が十分ではなかったところでございます。

昨年末、関係部局から、改めて、公文書の管理の適切な実施について通知が発出されたところであり、今後、行政の一貫性や継続性を保つためにも、より一層、公文書の適切な管理に努めてまいります。

○真下紀子委員 今は協議経過の記録が重要なのですよね。森友問題では、そこから安倍昭恵さんの名前がなくなっていたり、特殊な例だとかという言葉がなくなっています。道においては、そういうことはないと思うのですけれども、そういうことが後に検証されるために大変重要だと思っています。

ところが、知事は、昨年4定の答弁で、引き続き適切に対応するという答弁を繰り返したわけです。引き続きということですから、これまで記録の作成を怠ってきたにもかかわらず、これまでの対応が適切な対応だったとする根拠をお示しいただきたいと思います。

○清水土木局長 直轄ダム事業に係る対応についてでありますけれども、基本計画に変更が生じる場合には、これまでも、国から詳細な聞き取りを行い、変更内容や経緯等を適宜把握するとともに、関係自治体の意見や、庁内の関係課で構成をする北海道土地・水対策連絡調整会議での調整結果をもとに、知事意見案として取りまとめ、議会の議決を経て回答しているところでございます。

道といたしましては、これまでも、国への同意に当たって、高いコスト意識を持って事業を執行するよう求めてきておりますが、このたびの直轄ダム事業につきましては、安易な事業費の増額とならないよう、今後、総事業費の増額を一切行わないこととする意見を付して、国に対して強く求めたところでございます。

このような計画変更などへの回答に当たりましては、国から、各種資料の提供を受け、変更内容などを聞き取りの上、必要に応じて記録してきたところでございますが、公文書としての認識が十分でなかったことから、今後、適切な管理に努めてまいります。

○真下紀子委員 今回の知事意見では、今後、増額を一切行わないというふうに意見をつけたことでは、なぜ、前回は、増額を行わないとしたのに、今回は、一切をつけたからいいというふうになったのか、そうしたことも含めて検証できないわけですよね。それなら、前のと

きに、増額を一切行わないとつけておけばよかったのに、なぜ、それができなかったのか、そういうことが全く検証できないわけで、きちっと検証にたえられるものが必要だと私は考えております。

私は、ちょっと古い記憶をたどって、2012年、北海道エアシステム——HACの経営検討委員会が議事録を作成していなかったことを思い出しました。これは大問題だとして、改善を求めたわけです。その後、道は、作成するように改善を図ってきました。そのときのHACの所管は建設部ではありませんでしたか。

○笠井龍司副委員長 総務課長田中勝君。

○田中総務課長 HACの所管についてでございますが、平成24年当時、HACを含め、航空に関する事務は建設部が所管していたところでございます。

○真下紀子委員 当時は、森友問題に負けていなくて、もととなるHACの経営検討委員会の音声データも廃棄していたのですね。大問題でした。

当時、知事は、公文書の作成、保存、利用などの関係規程を見直すと踏み込んで答えていたわけです。その内容はどのようなものだったのか、お聞きをしたいというふうに思います。

また、今ずっと聞いていますと、HACの教訓は建設部の中で生かされてこなかったのではないかと考えるところですが、いかがか、あわせて伺います。

○笠井龍司副委員長 建設部次長新出哲也君。

○新出建設部次長 公文書の管理等についてでございますが、道では、委員の御指摘もございまして、平成24年度に、外部委員会の会議録などについて、意思決定に係る過程等に関する公文書の作成義務を定めることなどを目的といたしまして、公文書管理規則あるいは文書管理規程の改正を行わせていただいたわけですが、このたびの直轄ダム事業に関しましては、開発局との協議経過の記録について、公文書としての認識が十分ではなかったこともございまして、建設部といたしましては、今後、公文書管理規則などの関係規程に基づき、公文書として適切な管理に努めてまいります。

○真下紀子委員 私は、これまで、道行政における公文書の保存と管理等、その重要さを各分野で指摘してまいりました。

公文書は、行政をチェックする上で重要な役割を果たすだけではなくて、国民が主権者として知る権利を持っているわけですが、これを保障するという、まさに民主主義の根幹をなす重要な役割を果たしています。

今のような時期ですから、特別なのですけれども、建設部長は、公文書にかかわる認識をどのようにお持ちになっているのか、お聞きをしたいと思います。

また、公文書、行政文書の管理が課題となっている中、国、道は、どのような新しい対応をとっているのか、伺います。

○笠井龍司副委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 公文書の適正な管理についてでございますが、公文書は、道の施策等の意思決

定過程を記録するなど、重要なものであり、文書管理関係の諸規程などにおいて、作成や保存の取り扱いが詳細に定められていることから、個々の職員はもとより、組織として、これらの規定等を遵守し、適正な管理に努めなければならないと認識をいたします。

道におきましては、昨年末、関係部局から、改めて、公文書の管理の適切な実施について通知が発出されたところでございます。

なお、国におきましても、行政文書の管理を一層適正に行うため、行政文書の管理に関するガイドラインが改正されたと承知をしているところでございます。

**○真下紀子委員** こんなに公文書が注目されたことはないと思うのですけれども、大変重要なものだというのを私自身も改めて認識いたしました。

建設部においても、これまでの対応を改める必要があるのではないかと思います。

今、皆さんから種々の御答弁をいただいたわけですが、これまで、変更、中止に至った計画などもありますし、歴史的に、その判断は検証されるべきものと考えerわけです。

また、公文書管理法では、誤って廃棄されないための仕組みも取り入れられております。

建設部では、今後、どのように対応しようとするのか、部長に改めて伺います。

**○渡邊建設部長** 今後の対応についてでございますが、建設部においては、これまで、文書管理規程などの関係規程に基づき、公文書の管理を行ってきたところでございますが、公文書に関する一部の規定への理解が十分ではなかったところでございます。

昨年末、改めて、関係部局から、適切な文書管理に関する通知が発出されたことや、国においても、行政文書の管理に関するガイドラインが改正されたことを踏まえ、大規模事業の実施や計画変更など、重要な意思決定に関する文書につきまして、記録の作成、保存を徹底するなど、公文書の適切な管理に努めてまいります。

**○真下紀子委員** 今後、こうした質問をしなくてもいいように、建設部できちっと対応していただきたいということを指摘しておきます。

また、お願いなのですが、知事が誤解しているようなので、これまでの対応にはちょっと不十分さがあったということをきちっと説明しておいていただきたいと思います。

次に、談合問題等について質問してまいります。

国の一大プロジェクトでありますリニア中央新幹線建設工事をめぐる談合問題で、独占禁止法違反の容疑で、大成、鹿島のスーパーゼネコン2社から逮捕者が出ました。また、大林組と清水建設の2社の関係者についても、在宅で捜査を受けているとの報道であります。

この談合疑惑について部長はどう受けとめたのか、また、独占禁止法違反の容疑による逮捕をどのように受けとめたのか、初めに伺います。

**○渡邊建設部長** 談合問題等の受けとめについてでございますが、公共事業の入札に当たっては、道民の信頼の確保と建設業の健全な発展を図る観点から、入札に参加する者の間の公正な競争が促進されるとともに、談合、その他の不正行為の排除が徹底されるべきと考えているところでございます。

このため、このたび、独占禁止法違反により逮捕者が出たことは、まことに遺憾であると考えているところでございます。

**○真下紀子委員** 今、部長から、談合、その他の不正行為の排除が徹底されるべきだ、このような答弁を受けました。

これが実際にはどうかということ、この後、少し聞いていきたいと思えます。

ところで、またちょっと古い話で恐縮なのですが、10年前にさかのぼりますが、当別ダムと冷水トンネルの入札で、指名停止業者の応札を認めたという、悪い例といいますか、よくない実績が高橋知事のもとで起きました。その際、知事は、全国一厳しい指名停止だと豪語をしていたわけですが、私が質問して、実際は他県のほうが厳しくて、他県が道を追い越していて、道が他県におくれた対応であることを認めざるを得なくなったわけです。

全国一厳しいという認識を返上せざるを得なかったわけですが、私が見直しを求めた、指名停止期間の短縮及び入札期間中の指名停止への対応は、その後、どのように見直されてきたのでしょうか。

**○笠井龍司副委員長** 建設管理課長勝谷裕君。

**○勝谷建設管理課長** 指名停止期間中の入札参加等についてであります。道では、従前から、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領及び運用通知において、指名停止の期間中の資格者について、やむを得ない事由により知事が承認した場合に限り、一般競争入札の参加者とできるとする規定や、資格者について情状酌量すべき特別な事由があるときは、指名停止期間を短縮できるとする規定を定め、運用を行ってきたところでございます。

しかし、こうした運用のあり方に関して、議会議論や入札監視委員会における審議において指摘を受けたことを踏まえ、これらの規定について、平成21年2月12日付で、要領及び運用通知から削除したところでございます。

**○真下紀子委員** 当時も、指名停止期間を半減するという規定は持っているものの、使ったことがないところばかりで、道だけが指名停止期間の半減をやったのです。そのときに知事が言った理由が振るってしまして、地域経済への影響を考えると、少なからぬ短縮は道民の理解が得られる、このように言っていたわけですが、実際には道民の理解が得られなくて、議会で私の指摘や、入札監視委員会における審議を十分に行った上で、これが削除されて、改正されたというふうになっているところです。

それで、今回の課題に戻りますけれども、東京都は、スーパーゼネコン4社の談合問題を踏まえて、すぐに指名停止処分を決定して、仮契約中の工事について入札をやり直すこととして、都議会に提出していた契約関連議案を撤回する、このように報道されております。

独占禁止法違反で逮捕された場合の内規を適用したということですが、道の内規では、どのように取り扱うことになっているのでしょうか。

**○勝谷建設管理課長** 道における取り扱いについてであります。道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領及び運用通知では、資格者である法人の代表者や代理人、法人の従業者などが

独占禁止法違反の容疑により逮捕された場合などに、指名停止を行うこととしているものがございます。

○真下紀子委員 指名停止を行う対象となるということだと思っております。

東京都が、落札業者の関係者が逮捕されると、間髪を入れずに指名停止を発表し、仮契約をした契約の解除、議案を撤回して、今後、入札をやり直すという厳しい対応をとっているのと、道の現状の姿勢とは違いがあるのじゃないかというふうに思うのですが、東京都との違いはどこにあるのでしょうか。

道はまだ指名停止をしていないものですから、東京都との違いを教えてくださいたいと思います。

○勝谷建設管理課長 道の指名停止の手続についてであります。道では、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づき、入札参加者が指名停止要件に該当する場合、競争入札参加者審査委員会において、指名停止に関する必要な事項の審議、調整を行った上で、指名停止措置などを行っているところでございます。

○真下紀子委員 東京都は、逮捕を知った日から起算するわけですが、道では、審査委員会にかけて、認定した日を起点とするため、道が指名停止をいつにするかを恣意的に決められる余地を残していると言わざるを得ません。これはざる要領に近いのじゃないでしょうか。

道は、官製談合を行ってしまって、反省して、それをしないというふうにやってきた経緯がありますけれども、今回、建設部は、他府県の状況をきちっと把握しているのでしょうか。

東京都のように、仮契約を結んだ後でも契約を解除できるなどの規定を持つ他府県があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。調べているかどうかです。

わかっているところだけでいいですよ。

○勝谷建設管理課長 他都府県の状況についてでございますが、担当部局が、東京都、大阪府、神奈川県など7都府県に行った聞き取り調査によりますと、仮契約から本契約に移行する段階で指名停止になった場合の契約解除について、入札公告などと仮契約書の両方に記載しているのが3都県、入札公告などに記載しているのが3府県、いずれにも記載していないのが1県となっているとお聞きしているところでございます。

○真下紀子委員 今の答弁で明らかになったように、入札公告や入札説明書、それから仮契約書等で、仮契約を解除する、あるいは契約をしないということなどが明記されているところがあるわけですね。それを確認しました。

調べた範囲ではありますけれども、道と同じような対応をしているところは、大きな県では少数派です。一つしかありませんでしたね。

それで、今回、独占禁止法違反の容疑がかかっている4社について、道での受注実績はどうなっているのか、伺いたいというふうに思います。

○勝谷建設管理課長 4社の受注実績についてでございますが、4社の過去3年間の受注実績については、大成建設を含む共同企業体が、平成27年10月に、札幌医科大学附属病院増築工事1工区

を受注しており、工期は平成30年3月23日までとなっているところでございます。

また、清水建設を含む共同企業体が、平成29年7月に、道道川西芽室音更線中島橋かけかえ上部工防B改良工事を受注しており、工期は平成31年10月22日までとなっているところでございます。

また、大成建設を含む共同企業体が、本年1月に、北海道議会庁舎改築その他工事1工区を受注しており、本定例会で議決を得た後、本契約を締結する予定であり、工期は平成32年1月31日までと見込んでいるところでございます。

**○真下紀子委員** 最初の二つについては、次の機会に議論するとして、北海道議会庁舎改築の1工区を、大成建設を含むJVが受注して、今は仮契約中で、本契約は今月末を予定しているということなのですけれども、先ほど言われた道の規定のままでは、本契約に行きますよね。でも、多くのところでは、これを解除できたり、契約をしないという選択肢があるということなのです。

それで、正確に答弁されなかったもので、もう一回伺いたいのですけれども、それぞれの工事の入札参加者はどうなっているのか。受注者だけじゃなくて、入札参加者を含めてお答えください。

**○勝谷建設管理課長** 先ほど申しました3件のうち、札幌医科大学附属病院増築工事1工区につきましては、大成建設を含む特定JVのほか3特定JVの4特定JV、川西芽室音更線中島橋かけかえ工事につきましては、清水建設を含む特定JVのほか5特定JVの6特定JV、北海道議会庁舎改築その他工事1工区につきましては、大成建設を含む特定JVのほか3特定JVの4特定JVによる入札執行でございます。

**○真下紀子委員** これは公開されているのじゃないですか。隠すようなことをしたらだめですよ。今回の談合にかかわった会社が頭をとってJVを組んでいるところの参加も含めて、もう一度お聞きします。

**○勝谷建設管理課長** 札幌医科大学附属病院増築工事については、4JVのうち、鹿島、大成、清水の3社、川西芽室音更線中島橋かけかえ工事につきましては、清水、鹿島の2社、北海道議会庁舎改築その他工事につきましては、鹿島、清水、大成の3社でございます。

**○真下紀子委員** この入札には、今回の談合で逮捕者が出ている、あるいは在宅で捜査をされている人がいる企業が複数関与しているわけですよね。そういうことがはっきりとわかりました。非常に問題が大きいのではないかと思います。

それで、契約中の工事である札医大の増築工事は、工期が3月23日まで、道道川西芽室音更線中島橋かけかえ改良工事の工期は、来年――2019年の10月22日までですが、道は、事務処理要領に沿って対応すると思うのですけれども、どのような対応になるのでしょうか。

**○笠井龍司副委員長** 建設業担当局長板谷悟君。

**○板谷建設業担当局長** 契約中の工事の取り扱いについてでございますが、道との契約の締結後におきまして、当該契約に関して談合の事実が明らかになった場合は、契約書に定める談合賠償

金条項等に基づいて賠償金を請求するとともに、当該契約の解除について検討することとなりますが、当該契約以外の契約に関して談合の事実が明らかになった場合は、当該契約に影響を及ぼすものではないため、引き続き契約を継続することになると考えております。

○真下紀子委員 道の今の規定によると、その工事自体に談合が発見されない限りはそれを続けるということだと思っております。

それで、北海道議会庁舎改築工事1工区の契約についてなのですが、この建築契約は、1月11日に入札が行われ、大成建設がJVを組んで仮契約をしています。この場合の対応はどのようなのですか。

○板谷建設業担当局長 仮契約をした工事の取り扱いについてでございますが、道との仮契約の締結後におきまして、当該契約に関して談合の事実が明らかになったとき、または、当該契約以外で独占禁止法に違反する行為があった期間及び対象となった取引分野が示された場合において、道の契約が、その期間に入札が行われ、かつ、取引分野が同一のときにおきましては、仮契約約款に基づき、当該契約の解除について検討することとなりますが、このたびの事案は、そのいずれにも該当しないと考えられるところでございます。

○真下紀子委員 結局、道議会庁舎の工事をめぐる談合が発覚しない限り問題はないと。しかし、先ほど御答弁いただいたように、この入札には、鹿島、清水、大成という談合3兄弟が参加しております。4兄弟のうち3人が参加しているという状況なのですね。

さらに加えて、先ほどの議論で明らかになったように、仮契約から本契約に至る間に、談合、独禁法違反がはっきりしたときに対する道の対応は非常に甘いと言わざるを得ない状況だというふうに思います。

それで、指名停止事務処理要領等によりますと、今回の道議会庁舎改築工事1工区の受注に際して、大成建設は指名停止処分に該当すると考えるのですけれども、いかがでしょうか。

即答できないようなので、よく時間をかけて議論していただいて、答弁は知事から伺いたいと思います。知事総括質疑のお取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

仮の話に答弁しないという人もいますけれども、もし指名停止をすることで、事件発覚から10日も過ぎていたわけですね。指名停止を速やかに行えないのはどうしてなのでしょう。こういう事例があった場合、東京都と違って速やかに指名停止ができないのは、さっき言った起算日というのか、いつ認定をするか、即日なのかという違いなのでしょう。

規定では、審査委員会の前に幹事会を開いて、審査委員会を開くということになっているわけなのですが、この案件に対して、これらは開かれているのでしょうか。

○板谷建設業担当局長 今回の案件につきまして、競争入札参加者審査委員会幹事会は、昨日、3月12日に開催をしたところでございます。

○真下紀子委員 そうしますと、速やかな指名停止に至るために、議会開会中でありまして、審査委員会のメンバーも在庁しているわけで、そうした人たちを集めるのか、持ち回りになるのかはわかりませんが、指名停止はいつごろ発表と見通されているのですか。

○板谷建設業担当局長 日程の見通しについてでございますけれども、競争入札参加者審査委員会の審議を経まして、知事の決定を受けるため、今後、2週間程度を要する予定でございます。

○真下紀子委員 その決定の前に知事総括質疑がありますので、知事に直接伺ったほうが速いと思います。知事に伺いたいというふうに思います。

今まで議論してきたわけですが、道議会庁舎の工事に係る対応は、ほかの都府県に比べて非常に甘いと言わざるを得ないと思います。契約を結ぶ際、私たち道民の税金を使うわけですし、特に議会庁舎ですから、慎重に契約をすべきだというふうに思います。

道議会庁舎の工事の本契約は3月30日とのことですが、そもそも、大成建設がJVを組んで仮契約をしたとはいえ、現時点において、公正に行われるべき本契約を締結する資格があるかが問われています。

東京都のような規定では、即日、指名停止になりますから、当然、その資格はないということになるわけですが、道の規定をこのままにしておきますと、談合疑惑で東京都で指名停止をされた業者によって道議会庁舎が建設されるという事態を招くことになると思います。

そもそも、本契約を締結する資格があるのかどうか問われている重大な問題だというふうに考えるわけですが、部長は、どのような見解を持って、問題に立ち向かおうとするのか、伺います。

○渡邊建設部長 道の仮契約約款では、当該契約に関して談合の事実が明らかになった場合などは、当該契約の解除について検討することができるとしておりますけれども、今回のケースは、今の道の仮契約約款では、これに該当しないと考えているところでございます。

○真下紀子委員 東京都では、談合、独占禁止法違反で同じ会社を指名停止にできている。

先ほど部長は何と御答弁されましたか。談合、その他の不正行為の排除が徹底されるべきだ、このように答弁されていますけれども、それで十分な効果を得ることができるのでしょうか。

法政大学の五十嵐敬喜名誉教授のコメントが、きょうの北海道新聞に出ていますけれども、犯罪行為が疑われる業者だとわかれば、税金を充てる工事の発注を取り消すのは行政として当たり前だ、内規がないならつくるべきだ、このように述べております。

今回の場合は、当別ダムのときなどと違って、まだ間に合いますし、建てるものは議会庁舎ですから、そのことも含めて知事に伺うしかないと思います。総括質疑のお取り計らいを委員長にお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○笠井龍司副委員長 真下委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。



午後2時33分休憩

午後2時50分開議

○**笹田浩委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔羽生主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、中山智康議員の委員辞任を許可し、金岩武吉議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

### 1. 環境生活部所管審査

○**笹田浩委員長** これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

内田尊之君。

○**内田尊之委員** それでは、通告に従いまして、環境生活部所管事項に関して質問をさせていただきます。

初めに、民族共生象徴空間についてであります。

我が会派の代表質問で、民族共生象徴空間の運営主体となるアイヌ文化振興・研究推進機構を国とともに支えていくための道の対応について伺ったところであります。

アイヌ文化復興のナショナルセンターとして、国が白老町に整備する民族共生象徴空間は、2020年4月の一般公開に向けて、建設工事や、開設に向けた機運の醸成などの取り組みが進められておりますが、この4月から、運営主体となって開設準備に本格的に取り組むこととなるアイヌ文化振興・研究推進機構——略称でアイヌ文化財団と言わせていただきますが、この文化財団について、以下伺ってまいります。

まず、アイヌ文化財団の設置目的と、これまで実施してきた事業についてお伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** アイヌ政策推進室参事永田英美君。

○**永田アイヌ政策推進室参事** イランカラテ。

アイヌ文化財団についてでございますが、アイヌ文化財団は、平成9年に、アイヌ文化を振興し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とするアイヌ文化振興法の制定により、法によって規定された、アイヌ文化の振興等に関する業務を行う全国唯一の指定法人として設立されたものでございます。

同財団は、これまで、アイヌ文化等に関する研究の推進やアイヌ語の振興、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統、文化に関する知識の普及啓発など、さまざまな事業を道内外で展開している

ところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 次に、運営主体の指定についてであります。民族共生象徴空間の運営主体は、昨年6月にアイヌ文化財団が指定されておりますが、指定の経緯などについてお伺いをいたします。

○永田アイヌ政策推進室参事 運営主体の指定の経緯についてでございますが、国では、民族共生象徴空間の管理運営の基本的な考え方として、象徴空間の主要施設を一体的に管理運営するとともに、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動、情報発信等を一体的に実施する必要があるとし、また、アイヌ文化の復興等による共生社会の実現のために重要な意義を有する国家プロジェクトであることから、その運営主体につきましては、組織体制、財務基盤、活動実績等を有する必要があるとしていたところでございます。

このため、アイヌ文化振興法に基づく事業の実施経験を持つ主体が担うことが適当とされ、昨年6月の閣議におきまして、アイヌ文化財団が指定されたところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 ただいまの答弁であります。事業の実施経験を持つアイヌ文化財団が適当ということで指名に至ったとのことであります。

運営主体に指定されたことで、民族共生象徴空間の開設準備や運営に関する事業を担うため、アイヌ文化財団の事業が大幅に増加することとなると思いますが、具体的にどのような事業が新たに加わることになるのか、お伺いをいたします。

○永田アイヌ政策推進室参事 アイヌ文化財団の業務についてでございますが、アイヌ文化財団は、本年4月、白老町のアイヌ民族博物館と合併し、民族共生象徴空間の開業準備を本格化するところでございます。

これに伴い、国からの委託による、体験交流施設等での伝統芸能や体験交流プログラムの運営準備、各施設等の設備、機能の検討、また、広報及び誘客促進などのPR活動のほか、博物館の展示や講座、講習の企画など、開業準備に係る業務が大幅に増大すると見込まれるところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 財団の事業が大幅に増大することが見込まれる中で、アイヌ文化財団の新たな事業を担当するためのスタッフとして、どのような人材が求められているのか、また、必要な人材をどのように確保していく考えなのか、伺います。

○永田アイヌ政策推進室参事 人材の確保についてでございますが、民族共生象徴空間の各施設では、伝統芸能の公演や工芸品の制作体験などが行われる予定であることから、踊り、工芸などの伝承活動を担うスタッフなどのほか、施設の管理や広報業務、営業活動などといった管理業務等に従事する人材が必要となっております。

このため、アイヌ文化財団では、白老のアイヌ民族博物館から職員を受け入れ、これまで培っ

てきた技術や知見を最大限活用するとともに、アイヌ文化等の研究者、文化伝承活動を実践してきた方、運営企画などのマネジメントのノウハウを持つ方、さらには、インバウンドなどの多言語に対応できる方など、多くの人材の確保に向けて、鋭意準備が進められているところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 アイヌ文化財団への支援についてでありますけれども、私どもの会派の代表質問に対して、取り組みを加速するため、総合的な推進体制を整備するとともに、民族共生象徴空間の安定した管理運営体制の構築を図るため、国や運営主体に対し、実効ある提案、協力を行うなど、積極的な役割を果たしていくとの答弁がありました。開設まで残すところ2年余りとなり、準備を加速させる必要があると考えます。

そこで、道は、アイヌ文化財団への人的支援なども含め、どのようなサポートをしていく考えなのか、伺います。

○笹田浩委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 アイヌ文化財団への支援についてであります。開業まで残すところ2年となり、道といたしましては、官民を挙げた機運の醸成やプロモーション活動などの取り組みをさらに加速するため、このたび、アイヌ政策を専掌する部長相当職を配置するなど、総合的な推進体制を整備するとともに、道内、国内外への情報発信事業などを充実強化することとしております。

また、運営主体であるアイヌ文化財団におきましては、新年度から、民族共生象徴空間の開業準備に向けまして、管理運営に係る国などとの協議や調整、企業、団体等への取り組みの協力要請、国内外への誘客プロモーション活動など、さまざまな業務がふくまれますことから、道といたしましても、新たに職員を団体へ派遣する方向で調整しておりまして、開設準備が円滑に進むよう、国や地元・白老町、経済界との緊密な連携のもとに取り組んでまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 2020年にオープンいたします民族共生象徴空間は、北海道にとっても念願でありましたし、大きな事業であります。アイヌ文化財団が中心となって、これから進めていくこととは思いますが、道も財団をしっかりとサポートしていただきたいと指摘しておきます。

次に、飲酒運転の根絶について伺いをいたします。

昨年末、飲酒運転による犠牲者や公務員の逮捕事案が発生するなど、憂慮すべき事態に陥り、知事から、飲酒運転の根絶に向けた緊急メッセージを発信したと承知しておりますが、まず、昨年1年間の飲酒運転を伴う人身事故の状況と傾向について伺います。

○笹田浩委員長 交通安全担当課長中野稔之君。

○中野交通安全担当課長 飲酒運転を伴う交通事故の発生状況等についてでございますが、平成29年の飲酒運転を伴う人身事故の発生件数は、平成28年よりも35件少ない127件、傷者数は64人少ない156人、死者数は同数の11人となっております。

近年の傾向といたしましては、発生件数及び傷者数は、おおむね減少傾向で推移しており、死者数は横ばいとなっておりますが、本年につきましては、2月末までの数で、発生件数は前年よりも5件多い20件、傷者数は10人多い29人、昨年ゼロだった死者数は3人と、いずれも多くなっている現状でございます。

**○内田尊之委員** 平成27年12月に、北海道飲酒運転の根絶に関する条例を施行してから、2年3カ月が経過いたしました。

ただいまの答弁によりますと、発生件数や負傷者数は減少傾向にあるとはいえ、いまだに3桁の事故件数があり、道民一人一人に、飲酒運転をしない、させない、許さないという規範意識を持ってもらうためには、あらゆる層の人たちに働きかけることが必要と考えますが、これまでの間、どのような取り組みを進めてきたのか、お伺いをいたします。

**○中野交通安全担当課長** 飲酒運転の根絶に向けた取り組みについてでございますが、道では、これまで、関係機関・団体等と連携しながら、「飲酒運転根絶の日」における決起大会の開催や、飲酒運転根絶キャラバン隊による各市町村での巡回広報、飲食店等での見回り隊による働きかけなど、各種啓発活動を通じ、社会全体で飲酒運転を許さないという機運の醸成を図るとともに、学校等における児童生徒やその家族への啓発、ドライバーに対する各種講習会、アルコール健康障害に関するカウンセリングを行うなど、規範意識の定着と、飲酒がもたらす影響等について認識を深める取り組みを進めてきたところでございます。

また、今年度は、新たな取り組みとして、飲酒運転根絶ロゴマークの普及、活用のほか、発信力のある著名人やマスコットキャラクター、各種メディアの協力を得ながら、啓発活動の充実強化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○内田尊之委員** 御答弁では、ロゴマークの普及や、著名人、メディアの協力を得ながら活動に取り組んできたということですが、その飲酒運転根絶ロゴマークについてであります。

昨年6月に、飲酒運転の根絶に向け、観光等で道内を訪れた方々を含め、道民が一丸となって飲酒運転を根絶するための象徴として、新たに飲酒運転根絶ロゴマークを作成したと承知しておりますが、飲酒運転の根絶の意識の普及に向け、どのように活用しているのか、お伺いをいたします。

**○中野交通安全担当課長** 飲酒運転根絶ロゴマークの活用についてであります。道では、道民が一丸となって飲酒運転を根絶する機運を高めるため、昨年6月にロゴマークを作成し、これまで、ホームページへの掲載や映画とのタイアップ広告などによって、周知を図ってきたところでございます。

また、ロゴマーク入りのバッジや夜光反射材を作成し、イベント等で配付したほか、包括連携協定を締結した企業等に御協力をいただき、ロゴマーク入りのステッカーを営業車両に掲示するなど、さまざまな活用に努めているところでございます。

今後とも、関係機関や団体、民間企業等と連携を図りながら、ロゴマークを効果的に活用し、

飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○内田尊之委員 続きまして、新たなアプローチ方法による飲酒運転の根絶に向けた取り組みについてであります。

さきの4定議会の一般質問で、我が会派の同僚議員が、昨年2月から実施されている、条例に基づく緊急対策にかかわり、これまで、札幌で2回、渡島管内、釧路管内、胆振管内、十勝管内で各1回と、道内各地で飲酒運転による逮捕事案が発生しており、これまでの取り組みだけでは、地方にまで効果が行き届かないのではないかと、あるいは、遵法精神、規範意識が欠如した一部の悪質ドライバーには響いていないのではないかと考えられ、思い切った新たなアプローチの方法による取り組みで飲酒運転の根絶を強化していくべきと質問したところ、地域や民間企業等が、実情に応じて、創意工夫して啓発活動ができるようにするとの答弁がありましたが、その具体的内容はどのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 暮らし安全局長堀本厚君。

○堀本暮らし安全局長 飲酒運転の根絶に向けた新たな取り組みについてであります。道では、飲酒運転が後を絶たない状況に対応し、地域が主体となった取り組みを喚起するため、新たに、地域の交通安全団体や民間企業、メディア等と連携した対策をより強化することとしたところでございます。

その一環として、まずは、胆振総合振興局におきまして、コミュニティーFM局と連携したスポットCMの放送や、地元の専門学校での交通安全教育にかかわる講義の実施、飲食店組合との協働による、来店者への対応マニュアルの作成、配付などに取り組んでおりますほか、空知総合振興局では、地元の新聞社と連携し、飲食店等での先駆的な仕組みづくりや、飲酒がもたらす運転操作への影響等を紹介する特集ページを連載するなど、地域の実情に即した活動を展開しているところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 ただいまの答弁によれば、各地におきまして、さまざまな取り組みが行われているようではあります。飲酒運転の根絶に向けた啓発活動は、なかなか結果に直結しづらく、長期にわたって取り組むことによって、徐々に効果があらわれてくるという代物であろうかと思えます。

しかし、一方で、同じことを繰り返すと関心が薄れてしまうという側面もあることから、目先や切り口を変えるなどの工夫を凝らすことが肝要であり、また、絶えず新たな取り組みを行うことも必要であろうと考えます。

発生件数及び負傷者数は減少傾向とはいえ、根絶にはほど遠い現状であり、また、先月末の釧路総合振興局の職員や今月初めの道立高校の教員による飲酒運転事故のように、ごく一部の道職員の不祥事のせいで、交通安全関係者や、飲酒運転の根絶に向けて真摯に取り組んでいる人たちの気持ちが折れ、取り組みに対する意欲が削がれかねないところであります。改めて、道とし

て、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、部長の決意も含めてお伺いをいたします。

○小玉環境生活部長 飲酒運転の根絶に向けた今後の取り組みについてであります。道では、これまでも、飲酒運転の根絶に向けたさまざまな取り組みを展開してきておりますが、先月下旬の釧路総合振興局職員の逮捕など、依然として違反や事故が後を絶たない状況にあり、極めて憂慮すべき事態にあると受けとめております。

今後は、飲酒運転に至った動機や目的などに関するデータを分析し、啓発活動の工夫改善に生かすとともに、飲食店を対象といたしまして、飲酒運転の未然防止の取り組み状況やアイデアを調査し、道のホームページで紹介するほか、新たな取り組みとして、各振興局等からの提案による、地域の創意工夫と多様な主体の連携によるプロジェクトを支援するなどいたしまして、飲酒運転を見逃さないという社会の目、そして地域ぐるみの行動が全道各層の隅々にまで広がるよう、効果的な取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 今、部長の決意も含めた答弁をいただきましたけれども、飲酒運転は本当に重罪でありますので、何としてでも根絶をしなければいけないというふうに考えるわけです。先ほども申し上げたとおり、これは一朝一夕にできるものではないことは承知をしておりますけれども、あらゆる手段を使って、これからも飲酒運転の根絶の実現に向けて我々は一層努力をしていかなければいけないと思いますので、今後も鋭意工夫されるよう、よろしくお祈りを申し上げます。

続きまして、100年記念施設についてお伺いをいたします。

北海道博物館や開拓の村、百年記念塔といった100年記念施設は、北海道100年記念事業の一環として整備された施設でありまして、既に50年が経過し、施設の老朽化や利用者数の減少などの課題が生じていることから、道では、昨年11月に「百年記念施設の継承と活用に関する考え方」を取りまとめ、再生構想づくりを進めております。

そこでは、今後の検討の進め方について、この「考え方」をもとに、さまざまな機会を通じて幅広く意見を求め、議論を深めて、北海道150年の節目の平成30年までに再生に向けた構想を取りまとめるとしており、構想策定のための経費が今回の予算案に盛り込まれておりますが、再生構想は、先人の思いを次世代に引き継ぐ重要な意義を有しており、道民も高い関心を示していることから、以下、数点伺ってまいります。

初めに、昨年まとめられた「考え方」では、100年記念施設や周辺地域の今後の方向性についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 文化振興課長高見芳彦君。

○高見文化振興課長 今後の方向性についてであります。昨年11月に取りまとめた「考え方」では、100年記念施設について、施設ごとの点としてではなく、隣接する他の文化・スポーツ施設などとも連携しながら、自然・歴史・文化体感交流空間として再生を目指すこととしております。

まず、総合博物館は、基本的機能などの充実のほか、道民参画型博物館の実現や、中核的博物館としての役割の強化に取り組むこととし、開拓の村については、訪日外国人を引きつける体験型イベントの実施とともに、民間の資金や活力の導入などについて、百年記念塔については、安全性や将来負担など、さまざまな観点から引き続き検討を行うこととしております。

今後、この「考え方」をもとに、道民の皆様から幅広い御意見を伺いながら、年内に再生に向けた構想をまとめることとしております。

以上です。

**○内田尊之委員** ただいまの答弁では、道は年内に再生構想を策定するとしておりますが、まずは道民の意見を広く聞くことが重要であると思います。

それには相当の時間が必要なことから、スケジュール的にもかなり厳しいものになるのではないかと考えますが、具体的にどのようなスケジュールで取り組んでいこうとしているのか、お伺いをいたします。

**○高見文化振興課長** 再生構想の策定に向けた今後の予定についてであります。今後の主なスケジュールといたしましては、道民の皆様から幅広い御意見を伺うため、本年5月にワークショップなどを開催するほか、順次、まちづくり、公園デザインなど、各分野における専門家からのヒアリングを予定しております。

これらを通じていただいた意見や提案などを踏まえ、素案としてまとめ、秋ごろを目途に環境生活委員会に報告し、御議論をいただくとともに、パブリックコメントを実施した上で、必要な見直しを行い、年内に再生構想を取りまとめてまいる考えでございます。

**○内田尊之委員** 続いて、ただいま答弁にもありましたワークショップの開催についてお伺いをしたいと思います。

予算案には、道民の意見を広く聞くためのワークショップの開催経費が計上されているところでありますが、そのテーマや対象者の範囲など、具体的な内容をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

**○高見文化振興課長** ワorkshopについてであります。開催テーマとして、50年後を見据えた自然・歴史・文化体感交流空間としての再生を設定いたしまして、北海道博物館や開拓の村を会場に、3回程度開催する予定としております。

参加者は、札幌市、江別市で御活躍されている観光や地域活動などの団体を初め、開拓の村のボランティア、地域の町内会の皆さんなどのほか、一般公募の方も加え、各回、30名程度を対象としたいと考えております。

こうした幅広い層の方々にワークショップに御参加いただき、当該エリアの再生に向けた多様な御意見やアイデアをいただきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○内田尊之委員** その参加者についてでありますけれども、再生構想の目的が、100年記念施設や周辺地域を次の世代に引き継ぐということでありまして、ワークショップについては、将来を

担う若い世代を多く参加させる必要があると考えますが、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

**○高見文化振興課長** 若い世代の参画についてであります。ワークショップについては、一般公募の方や関係団体から推薦があった方のほか、次の世代を担う若い方の参加にもできるだけ配慮することとしております。

具体的には、近隣の大学生や高校生、地元のまちづくり団体の若手メンバー、さらに、道、札幌市、江別市の若手職員などの参加を想定しているほか、地域創生を学ぶ大学のゼミなどへの出前講座なども企画しており、より多くの若者から新しい発想で意見をいただくことを期待しているところでございます。

以上です。

**○内田尊之委員** 続いて、専門家等の意見の聴取についてお伺いをいたします。

道民の意見を広く聞くため、ワークショップの開催のほかにも、専門家等の意見を聴取するということではあります。その範囲や聴取方法についてお伺いをいたします。

**○高見文化振興課長** 専門家などの意見の聴取についてであります。再生構想の策定に向けて、さまざまな分野の専門家などからも意見聴取を行うことを予定しております。

その対象といたしましては、博物館、歴史的建造物、公園などの管理運営に精通したマネジャーや金融機関を初め、開拓の村のボランティア、高齢者、障がい者などの施設の利用者、さらには、まちづくりのNPO、メディア、観光や交通事業者など、幅広い分野の方々を想定しているところでございます。

今後、順次、これらの方々からヒアリングを行い、この地域の交流資源を生かした魅力向上と運営改善策について提言をいただき、再生構想に反映してまいりたいと考えてございます。

以上です。

**○内田尊之委員** ワorkshopの開催や専門家等からの意見聴取によって、再生構想の取りまとめにどのような効果を期待しているのか、お伺いをいたします。

**○高見文化振興課長** 専門家などからいただく意見についてであります。専門家からのヒアリングでは、開拓の村にある歴史的建造物の保存活用に係る具体策、PPPやPFIなどの民間資金を調達する方法のほか、インバウンドを含む利用者を引きつけるイベントの実施や、交通アクセス、バリアフリー化など、利便性の向上について、それぞれの分野から実践的な御意見をいただくものでございます。

また、ワークショップでいただいた多様な御意見に関しましては、助言をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

**○内田尊之委員** 取りまとめの進め方についてであります。ワークショップの開催などにより、道民の意見を幅広く聞いた後、再生構想の取りまとめはどのように進めていくお考えなのか、お伺いをいたします。

**○笹田浩委員長** 文化・スポーツ局長甲谷恵さん。



○甲谷文化・スポーツ局長 再生構想の取りまとめについてでございますが、ワークショップの開催や専門家からのヒアリングなどにより、御意見を幅広く伺った後、観光、自然環境、公園、教育などの庁内の関係部局等で具体化策などの検討を進める予定でございます。

その上で、これまでも道政上の重要課題に貴重な御助言をいただいていた有識者の方にも検討に加わっていただき、その知見も盛り込み、素案としてまとめる考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 続いて、北海道博物館の役割についてお伺いをいたします。

平成27年のリニューアル以降は、利用者数も比較的好調のようではありますが、北海道150年の節目を迎えたことしの取り組みについては、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○高見文化振興課長 北海道博物館の取り組みについてでございますが、北海道命名から150年を迎える本年は、松浦武四郎の功績を紹介する特別展を、6月30日から約2カ月間、開催する予定でございます。

「幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎 一見る、集める、伝える」と題したこの特別展は、三重県にある松浦武四郎記念館が所蔵する国指定重要文化財を含む、道内外の貴重な資料を集めた全国初の企画となります。

6回にわたる蝦夷地探査の足跡にとどまらず、旅を通じて深まったアイヌの人々や幕末の志士たちとの交流の様子、また、地図、紀行文などの著作、書画骨とうのコレクションなども展示する予定であり、本道の歴史や先人の偉業を道民の皆様と共有してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○内田尊之委員 続いて、北海道博物館の今後の役割についてでございますけれども、最近、恐竜の化石等の遺跡や文化財などの資源を観光と結びつけ、地域の活性化を図ろうという動きが各地に広がっております。

北海道博物館には、このような取り組みへの支援や民族共生象徴空間との連携も求められると考えておりますが、再生構想ではどのように位置づけられているのか、お伺いをいたします。

○甲谷文化・スポーツ局長 博物館の今後の役割についてでございますが、北海道博物館では、道内外からさまざまな人々が繰り返し訪れ、親しまれる道民参画型の博物館として、道内各地の博物館と連携しながら、展示・学習機能などの充実に努めているところでございます。

また、多文化共生社会の実現を目指し、アイヌの人々が育んできた有形無形の文化などに関する専門的な研究組織を有する博物館として、2020年に白老町に整備される国立アイヌ民族博物館とも緊密な連携を図ることとしております。

道といたしましては、本道における中核的博物館である北海道博物館の持つ専門的な知見やネットワークなどを最大限に活用し、地域の歴史・文化資源を生かした取り組みを支える役割についても検討してまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 続いて、開拓の村の維持管理等についてお伺いをいたします。

開拓の村の維持管理等について、施設を維持していく上での修繕等は、これまで、どのような考え方で行われ、そのための予算をどう確保してきたのか、また、再生構想には、開拓の村が目指す施設のあり方や、その維持管理方法等についても盛り込まれることとなるのか、お伺いをいたします。

**○甲谷文化・スポーツ局長** 開拓の村の維持管理などについてでございますが、開拓の村における軽微な修繕は指定管理者が行っておりますが、1件当たり100万円を超える修繕は道が行っており、近年は700万円程度の予算を措置しているところでございます。

また、今年度につきましては、国の交付金を活用し、酪農畜舎の復元などを行ったほか、新年度は、施設の改修とあわせ、歴史、文化の専門ガイドを育成する研修拠点を整備することとしております。

今後の施設のあり方につきましては、高齢者、外国人の方々の利用にも配慮するとともに、適切な展示方法や維持保全を図るため、維持管理コストの低減に向けた修繕方法の工夫や民間活力の導入の可能性、さらには、野外博物館の強みを生かしたイベントの開催などの誘客促進策について検討を進めることとしておりまして、こうした方策などを再生構想に盛り込んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○内田尊之委員** 続きまして、百年記念塔についてお伺いをいたします。

老朽化が著しい百年記念塔について、一部の報道では、解体も検討されていると報じられております。

塔のリニューアルや維持経費が膨大になることから、解体もやむを得ないのではないかという考えもありますが、百年記念塔の再生構想の選択肢として、どのようなものが想定されているのか、お伺いをいたします。

**○甲谷文化・スポーツ局長** 今後の百年記念塔のあり方についてでございますが、百年記念塔については、近年、老朽化が進み、安全を確保するため、平成26年7月から立入禁止にしているところでございます。

専門の業者による調査を行ったところ、今後も維持していくためには多額の費用負担が見込まれる状況となっていることから、幅広く道民の皆様の御意見を踏まえた上で、安全性や将来世代の負担軽減、周辺地域との関連など、さまざまな観点から引き続き検討を進めることとしていただいております。

今後の百年記念塔のあり方としては、従前どおり展望台として原状復帰をする方法や、立ち入りできないが、塔として維持する方法、また、塔を除去し、現在掲示されているレリーフを活用した新たなモニュメントを設置するなど、先人の思いを引き継ぐ方法が想定されますが、いずれにいたしましても、今後、道民の皆様の御意見を十分に伺いながら、再生構想の中で道としての方針を明らかにすることとしております。

以上でございます。

○内田尊之委員 再生構想の取り組みについてでありますけれども、100年記念施設は、老朽化や道の財政状況などから厳しい状況に置かれておりますが、整備当時の道民の熱い思いが詰まっております、将来の子どもたちに当時の思いをつなげ、夢と希望を与える再生構想となることが望まれるところであります。

再生構想の策定に向け、どのような姿勢で取り組んでいこうとしているのか、お伺いをいたします。

○小玉環境生活部長 再生構想についてであります、100年記念施設は、北海道100年記念事業の一環といたしまして、整備がなされた施設であり、そのころの記録をたどってみると、当時の道民が、先人の労苦に深く感謝し、未来に向けて力強く前進する決意を固めたものと思われま

す。50年を経た本年、この北の大地が北海道と命名されてから150年目の節目の年を迎えますことから、改めて、本道が積み重ねてきた歴史や先人の偉業を振り返り、感謝するとともに、未来を展望しながら、互いに認め合う共生の社会を目指して、次の50年に向けた北海道づくりに取り組んでいくことが重要と考えております。

道といたしましては、100年記念施設に託された思いを引き継ぐとともに、これらを中核とするエリアが、今後、50年、100年にわたりまして、たくさんの道民の皆様や世界じゅうから訪れた方々にぎわうよう、再生構想の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 それでは、気候変動の影響への適応についてお伺いをいたします。

近年頻繁に発生する異常気象は、地球温暖化による気候変動の影響がその要因の一つと言われておりまして、一昨年8月の相次ぐ台風の上陸、接近や、昨年7月に12日間続いた真夏日など、本道でもその兆候が見られているところであります。

国では、我が党の、気候変動の影響への適応策の充実強化に向けた提言を受けて、今国会に気候変動適応法案を提出しておりますが、道でも、これまでの、温室効果ガスの排出を抑制する緩和の取り組みのほか、新たに、気候変動への影響に対処し、被害を回避、軽減する適応に関する基本方針の策定に向けて検討を進めていることから、以下、何点か質問をさせていただきます。

初めに、気候変動適応法案についてお伺いをいたします。

地域ごとに予測される気候変動リスクの情報の収集や分析、提供と、これらを踏まえた農林水産業の被害の軽減や、自然災害に対する防災・減災対策の充実などの適応策を推進するためには、国や地方公共団体における適応策の位置づけをより明確化し、その充実強化を図ることが必要であります、今回提出された気候変動適応法案の要旨について、まずはお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 低炭素社会推進室参事佐藤圭子さん。

○佐藤低炭素社会推進室参事 気候変動適応法案の概要についてであります、近年多発する記録的な大雨や猛暑などの異常気象は、地球温暖化による気候変動の影響とも指摘されており、既

にあらわれている影響あるいは中長期的に避けられない影響に適応することが求められております。

このため、国では、適応策の実効性を高め、多様な関係者の連携協働により取り組みを進めるため、気候変動適応法案を閣議決定し、国会に提出したところでございます。

同法案では、各主体が担うべき役割を明らかにし、国は、農業や防災などの各分野の適応を推進するための気候変動適応計画の策定、情報基盤の整備や技術的援助などを行い、地方公共団体は、地域の実情に即した適応施策の推進に努めることなどが規定されております。

以上でございます。

**○内田尊之委員** 気候変動適応法案が成立いたしますと、これまで、国の気候変動の影響への適応計画をベースにしていた、国や地方公共団体における適応策の位置づけがより明確になることから、今後、地方公共団体における適応計画の策定など、さまざまな施策に取り組む必要があると考えますが、道は、どのような対応を考えておられるのか、お伺いいたします。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** 法案への対応についてであります。この法案において、地方公共団体は、地域の実情に即した適応に関する施策の推進に努めることが求められ、具体的には、地域計画の策定や、気候変動の影響を初めとする適応に関する情報の収集、提供などを行う拠点体制の確保に努めることのほか、国の機関などと適応を推進するための広域協議会の組織化について規定されております。

今後、国会での法案審議を注視していく必要がございますが、道といたしましては、地方公共団体が担うべき役割などを踏まえ、気候の将来見通しと、その影響の予測や評価に即した地域計画を初め、関係行政機関、試験研究機関との連携による、道民の皆様、事業者の方々への情報収集・提供体制のあり方、さらには、本道の特性に応じた適応策を進めるに当たっての国への要望事項についても検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○内田尊之委員** 次に、本道における気候の変化と予測される影響についてお伺いをいたします。

既に起こりつつある、あるいは将来予想される気候変動の影響に適切に対処し、被害を回避、軽減するためには、気候の現状や将来見通しの把握が必要であります。道は、本道の気候の現状や将来見通しをどのように認識しておられるのか。また、国の中央環境審議会が平成27年3月にまとめた、日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題などを踏まえ、本道では、どのような影響が生じると考えておられるのか、伺います。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** 気候の現状や将来見通しなどについてであります。札幌管区気象台が昨年3月に発表した気候の現状では、道内の平均気温が過去100年で約1.59度上昇し、日降水量が70ミリ以上の日数が増加傾向にあること、また、将来見通しとしては、今世紀末の平均気温は、20世紀末を基準として3度程度の上昇が見られ、年降水量はおおむね10%増加する見込みであるとされております。

また、国の中央環境審議会が平成27年3月に取りまとめた気候変動影響評価報告書によると、全国的には、自然生態系における動植物の生息域の変化や、海水温の上昇による漁獲量の低下、頻発する極端な大雨による土砂災害や水害の発生、交通網、ライフラインの寸断による生活や産業活動の停滞など、さまざまな分野において影響が及ぶとの予測が示されており、将来、本道でも同様の影響が生じることが懸念されます。

以上でございます。

**○内田尊之委員** 続いて、基本方針の検討状況についてお伺いいたします。

昨年の第3回定例会予算特別委員会で、我が会派の同僚議員の質問に、道は、適応に関する基本方針の策定に向け、地球温暖化対策推進本部幹事会で9月から検討を開始したと答弁されておりますが、現在の検討状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

**○佐藤低炭素社会推進室参事** 適応に関する方針の検討についてであります。道では、これまで、庁内の各部において、適応に関する情報や各分野の関連施策の共有を図るとともに、昨年9月からは、適応に関する基本方針の検討を進めており、国内外の動きや、気候の現状と将来見通し、国がまとめた影響評価と本道への影響、適応に関する道の関連施策などについて取りまとめを行ってきております。

また、本年1月には、道の環境審議会に意見を伺い、農業や水産業に関する生産地などが広域に分散している本道は、物流網の維持確保が重要であること、道民、事業者に向けた、気候変動の影響に関する情報提供や普及啓発に取り組むべきであることなどの御意見もいただいたところでございます。

道といたしましては、こうした御意見なども踏まえながら、引き続き、影響予測などの最新情報の収集、整理をさらに進めるとともに、本道の地域特性を踏まえた、優先的に取り組む分野や方向性、具体的な適応策などの検討を進めてまいります。

以上でございます。

**○内田尊之委員** 農林水産業の被害や自然災害など、気候変動の影響は、道民、事業者に直接及ぶものでありまして、適応策を進めるためには、道民、事業者の理解や協力が不可欠と考えますが、今後の普及啓発の取り組みなどをどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

**○笹田浩委員長** 低炭素社会推進室長阿部淳君。

**○阿部低炭素社会推進室長** 道民や事業者の理解の促進についてでございますが、気候変動の影響は幅広い主体に及び、その影響もさまざまありますことから、取り組みを進めるためには、道民や事業者の理解と協力が重要と考えているところでございまして、道では、これまで、地球温暖化による気候変動と適応に取り組む意義などについて、ホームページによる情報提供やセミナーの開催を通じ、理解の促進に取り組んできたところでございます。

今後とも、地域の特性に応じた、気候変化やその影響の予測、事業活動へのリスクの管理など、道民や事業者が必要とする信頼性の高い最新の知見を収集し、道のホームページ、メルマガ、情報誌などを活用して発信するとともに、普及啓発セミナーや環境イベントの実施、さらに

は、地域の取り組みの核となる市町村へのきめ細やかな情報提供などに努め、道民や事業者の方々が、地域で持続可能な暮らしと経済活動を営んでいけるよう、取り組みを進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○内田尊之委員 最後に、今後の取り組みの方向性についてお伺いをいたします。

気候変動は、毎年の気候変化の中で少しずつ進んでいくものでありますが、時には、ゲリラ豪雨のように突然発生し、限られた範囲に甚大な被害をもたらすこともあります。

適応策は、突発的な事象への対応に留意しながら、長期的な視点を基本として取り組んでいく必要があると考えますが、道の今後の取り組みの方向性についてお伺いをいたします。

○小玉環境生活部長 今後の取り組みについてであります。近年、本道におきましても、気候変動の影響が顕在化しつつあり、自然生態系、生活や健康、経済活動などの被害を回避、軽減する適応の取り組みが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、基本方針の策定に向け、現在、庁内各部や研究機関等の協力も得ながら、本道の地域特性を踏まえて、重点化が必要となる取り組みや今後の推進方策などの検討を進めております。

今後は、国の法制化を見据え、幅広い層の御意見を伺いながら、適応の視点を、農林水産業や自然環境、生活など、広範な施策分野に取り入れることに加えまして、本道の特性に応じた、気候変動とその影響に関する信頼性の高い最新の知見を収集し、道民や事業者、市町村等にわかりやすく情報提供する仕組みづくりなどを進め、関係者の連携協働のもと、緩和と適応を両輪として、地球温暖化対策に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 以上で終わります。

○笹田浩委員長 内田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笹田浩委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

3月14日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時45分散会